

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第24号

平成28年12月9日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
総務部参事	東栄一君	市民部長	関田新一君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	尾崎淑人君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	遠藤和夫君
総務管財課長	中野哲也君	子育て支援課長	鈴木礼子君
子ども生活部副参事	新海隆弘君	保育課長	宮鍋和志君

子ども生活部 梶川義夫君  
副参事  
福祉推進課長 嶋田淳君  
障害福祉課長 小川則之君  
都市計画課長 神山尚君  
給食課長 斎藤謙二郎君

青少年課長 中村修君  
生活福祉課長 尾又斉夫君  
健康課長 志村明子君  
学校教育課長 岩本尚史君  
中央図書館長 當摩弘君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時29分 開議

○副議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○副議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 実川圭子君

○副議長（中間建二君） 通告順に従い、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） おはようございます。議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。初めに、子育て支援について伺います。

現在、市で力を入れている「日本一子育てしやすいまちづくり」は、全国的にも評価をいただいています。昨年に引き続き、日経DUALの調査による共働き子育てしやすいランキング2016では、昨年より順位を上げ4位となりました。職員の方々の御努力があって、しっかりと成果が出ていることは大変誇りに思います。

一方で、これまで私は議会で何度も述べさせていただきましたが、子供たちにとってよりよい環境になっているか、子育ての質はどうか、子供の育ちについてはどうか疑問に思う点があります。子ども・子育て支援事業計画の取り組みが始まってから1年たちました。そこで、子育て支援の各施策を実行した上での現状をどのように捉えているか、東大和市子ども・子育て支援事業計画の3つの基本目標に基づき、お伺いします。

①これまでの子育て支援の取り組みと現状についてどのように捉えているか。

ア、「仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち」に関すること。

イ、「すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち」に関すること。

ウ、「地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち」に関することについて伺います。

次に、②今後の子育て支援の取り組みについてお尋ねします。

先日、ハミングホールで行われましたかるがもまつりには、親子合わせて200名以上が訪れたと聞いています。減少傾向ではありますが、それでもなおお当市では、毎年700名近くのお子さんが生まれています。今では子育て環境が大きく変化し、出産の高齢化や出産後も仕事を持つ女性がふえています。また、子育て支援はもちろん共働きの家庭のためだけではありません。家庭の事情、ニーズに合わせた支援が求められます。核家族化が進み、家庭での子育ても変化してきています。自分が子供を産むまで赤ちゃんに接したことがない女性にとっては、子供を産んだ途端に赤ちゃんのことが何でもわかるというわけにはいきません。仕事、家族関係、家事、育児、生活に追われ、ストレスを抱え、孤立した中で虐待が起きてしまうことは誰にでも可能性があることだと私は考えます。しかし、また子育て支援を充実させて防ぐことも可能であり、そのことを進めていくことは行政が行う子育て支援の大きな役割であると考えます。

平成32年度末までに、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置についての方針が内閣府から示されています。そこで、内閣府から示されている地域子ども・子育て支援事業の13事業を参考に、東大和市でさらに充実を図っていただきたい項目についてお伺いします。

ア、空き家を活用して地域子育て支援拠点事業の充実を図れないか。

イ、子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）について。  
ウ、居宅訪問型保育の実施について。  
エ、産前・産後サポートやケアをどのように行うのか。  
そして、産前・産後サポートやケアとも関連しますが、③として子育て世代包括支援センター設置の考えを伺います。

また、④児童虐待への対応については、ア、対応マニュアルの更新の予定について。

イ、要保護児童対策地域協議会の取り組みについて伺います。

次に、桜が丘図書館と清原図書館、子ども家庭支援センターとやまとあけぼの学園の民間活力の導入について伺います。

以上、4施設について指定管理者制度の導入の検討を進める方針が、本年8月に開催された公の施設の管理運営のあり方検討委員会で新たに確認されたとのこと。このことについて、私は9月ごろに「4つの施設について指定管理者制度の導入をするのですか」という話を市民の方から聞きました。指定管理者制度を導入するためには議会での議決が必要ですので、そのようなことは決まったわけではないと説明をしました。その後、事実確認のために検討委員会の議事録を探しましたが、公開されておらず、確認のためには情報公開で請求をしなければなりません。

今回の件については、不確かな情報も含め、さまざまな情報が行き交っているため、正確な状況を確認し、次の議論へ進める必要があると考え、今回質問させていただきます。

①公の施設の管理運営のあり方検討委員会での検討状況はどのようになっているのか伺います。

②今後どのような方法で検討していくのか伺います。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、子育て支援の取り組みについてであります。平成27年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づき、当市における子育て環境の整備を進め、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目標に施策を推進しております。当該計画の中で、1つ目の基本目標である「仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち」についてであります。この目標に関連する事業としまして、保育園や認定こども園の整備等を進めているところであります。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、2つ目の基本目標であります「すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち」についてであります。この目標に関連する事業としましては、病児・病後児保育事業や子育てひろば事業、保育コンシェルジュ事業等について進めているところであります。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、3つ目の基本目標であります「地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち」についてであります。この目標に関連する事業としまして、学童保育所運営事業や一時保育事業、さわやかサービス等について進めているところであります。詳細につきましては、後ほど担当部長より説明をいたします。

次に、地域子育て支援拠点事業についてであります。現在、子育てひろばにつきましては、子ども家庭支

援センター及び民間保育園3園におきまして、子ども・子育て支援事業計画に基づき実施しているところであります。空き家を活用しました地域子育て支援拠点事業につきましては、今後の子育て支援の取り組みの選択肢として調査研究してまいりたいと考えております。

次に、子育て援助活動支援事業についてであります。子育ての手助けをしてほしい利用会員と子育ての手伝いを行いたい協力会員との相互援助関係で活動しており、「ファミリーサポートセンター」の名称で知られております。現在、市が社会福祉協議会に補助を行う形で実施しておりますが、「さわやかサービス」という名称の認知度が低いことから、ファミリーサポートセンターと同内容のサービスであることがわかりづらいとの御指摘をいただいております。今後の取り組みとしまして、機会を捉え周知を図るなど、わかりやすいサービスのPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、居宅訪問型保育の実施についてであります。居宅訪問型保育は地域型保育事業の類型の一つで、障害や疾患などにより集団保育に適さず、個別のケアが必要な場合に児童の自宅において1対1で保育を行うものであります。多摩地域には実施している自治体がないことから、区部での例などを参考に、平成29年度からの事業開始に向け検討を進めているところであります。

次に、産前・産後サポート及びケアについてであります。国の要綱に基づく産前・産後サポート事業につきましては、既に市で実施しております事業と重複するところがあります。また、宿泊やデイサービス等を伴う産後ケア事業につきましては、人材の確保や実施場所の整備等の要件など調整が必要となります。これらのことから今後、当市の実情を踏まえながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て世代包括支援センターの設置についてであります。妊娠期から子育て期にわたる子育て世代のさまざまなニーズに対して、関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターにつきましては、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができるまちづくりに必要であると考えております。また、国の少子化社会対策大綱及びまち・ひと・仕事創生総合戦略の中で、おおむね平成32年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すという考えも示されております。現在、当市におきましては保健センターで実施しています母子保健事業と子ども家庭支援センターで実施しています子育て支援事業が連携し、切れ目のない支援に努めているところであります。今後、両事業のさらなる連携、強化を中心としました子育て世代包括支援センターの設置について検討を進めてまいります。

次に、児童虐待の対応マニュアルの更新の予定であります。平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、児童相談所、市及び関係機関における連携について、新たな仕組みが加わるなど虐待対応の充実が図られました。このことから今後、児童相談所との新たな仕組みを構築するとともに、それらを反映させた対応マニュアルの作成を予定しております。

次に、要保護児童対策地域協議会についてであります。地域における要保護児童の適切な保護などを図るため、児童福祉法により要保護児童対策地域協議会が設置されております。本協議会は、民間団体も含めた関係機関や各分野の専門機関により構成され、3つの会議により活動を行っております。1つは各機関の代表者による代表者会議、2つ目は実務担当者の研修及び情報共有などを主な目的とした実務担当者会議、3つ目は個別の事例を支援するため状況に応じて開かれるチームケア会議であります。この3つの会議により、地域での連携体制の強化を図り、協力して支援を行っております。

次に、民間活力の導入における公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討状況についてであります。平成28年8月9日に検討委員会から指定管理者制度等導入第2次移行計画の報告を受けたところであります。

この計画におきましては、桜が丘図書館、清原図書館につきましては指定管理者制度導入予定施設として、またやまとあけぼの学園及び子ども家庭支援センターにつきましては、指定管理者制度、または業務委託導入予定施設として検討委員会としての検討結果がまとめられたものであります。

次に、今後の検討方法についてであります。公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討結果の報告を受けまして、平成28年8月10日におおのの施設の所管部署に対しまして通知をしたところであります。桜が丘図書館及び清原図書館につきましては、教育長に対しまして指定管理者制度の導入の検討について依頼する旨の通知をしました。なお、平成28年11月25日開催されました国の経済財政諮問会議におけます議論内容や、提出されました資料につきましても把握はしているところであります。また、やまとあけぼの学園及び子ども家庭支援センターにつきましては、子ども生活部長に対しまして民間活力導入の検討について通知をしました。現在、各施設の所管部署におきまして検討が進められているところであります。今後、所管部署の検討した結果をもとにしまして、総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○子ども生活部長（榎本 豊君） それでは、私からはこれまでの子育て支援の取り組み状況と現状の詳細につきまして御説明させていただきます。

まず、子ども・子育て支援事業計画の中の1つ目の基本目標である「仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまち」に関する事業であります。保育園等の整備につきましては、当市では既存施設の有効活用を柱に保育施設の受け入れ枠の拡大を図ってきたところであります。子ども・子育て支援事業計画の策定以降では、平成27年度にはのぞみ保育園、旧テマリ保育園の建て替え、紫水保育園の増築、のぞみ保育園分園の整備、谷里保育園の増築、こども学園の認定こども園の移行、大和富士幼稚園内での小規模保育事業の開設並びに保育ママの開設等で128人の定員増を図りました。平成28年度は、大和富士幼稚園の認定こども園の移行、こども学園の定員増、東大和早樹保育園の小規模保育への移行等により、155人の定員増など保育の受け入れ枠の拡大に努めてきたところであります。

これらにより、平成28年4月1日現在の保育施設の受け入れ枠は2,183人となり、3年前の平成25年4月1日現在の1,768人に比較して415人、23%多くなっております。また、平成28年10月には新たに小規模保育事業といたしまして、玉川上水駅近くにれんげ第二桜が丘保育園を開設し、平成29年4月には上北台駅近くに小規模保育事業所としてふたば保育園の開設を予定しているところであります。

一方、当市の待機児童数は、平成27年度当初が4名でありましたが、平成28年度当初では7名となっております。

今後の課題としましては、この待機児童数をゼロにすることが最優先の課題であると認識しているところであります。

次に、2つ目の基本目標である「すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち」に関する事業であります。病児・病後児保育事業におきましては、すこやか病児・病後児保育室を開設しておりますが、平成27年7月からは多摩地域で初めてお迎えサービスを開始いたしました。このサービスは、保育園等に在籍しているお子さんが体調不良となった場合で、保護者がお迎えに行くことが困難なときに、病児・病後児保育室の保育士が保護者にかわって保育所等にお迎えに行き、医師の診察後、保護者がお迎えに来るまで保育するサービスであります。

次に、地域子育て支援拠点事業であります。民間保育園3園と子ども家庭支援センターの市内4カ所に子育てひろばを開設しております。これは保育園等を利用してない家庭保育をしている保護者を対象とし、離乳に関すること、育児の悩み、健康面のことなどについて一緒に考える場としての相談業務や、親がほっとする場としての手づくり教室等を開催し、地域の保護者同士が知り合い、連携していける場を提供する事業として大変好評いただいているものと思っております。

また、利用者支援事業の一環といたしまして、本年度から保育課窓口保育コンシェルジュを配置いたしました。以前のように単に窓口で保育施設の案内や空き状況等を説明するだけでなく、その家庭の状況に合った保育施設を保護者と一緒に検討したり、保護者に寄り添って子育てに関するさまざまな悩みや事情をお聞きし、関係機関につなげるなど丁寧に対応できるようになってきたものと思っております。

これらのサービスが全ての子育て家庭が安心して子育てできるまちの一助になっているものと考えております。

次に、3つ目の基本目標である「地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち」に関する事業であります。

学童保育事業ではありますが、放課後児童クラブ事業といたしましては、学童保育所の待機児童が130人いる状況となっております。本市では、その補完事業といたしまして、学童保育所に入所できなかった全ての児童を、ランドセル来館事業といたしまして児童館及び学校施設で受け入れを行っており、実質的には放課後に居場所がない児童がいないよう対応しております。今後はこの学童保育の待機児童数もゼロにすること、並びに放課後子ども教室の充実が課題であると考えております。

次に、一時保育事業であります。保護者が就労や通院等で一時的に子供の保育ができないときに、保育園や子ども家庭支援センターで一時的にお子様をお預かりする事業であります。民間保育園3園と子ども家庭支援センターの市内4カ所で行っております。また、保護者が病気等で一時的な子供の保育が困難になった場合に、保育園で一時的に保育を行う緊急一時保育事業を保育園2園で実施しております。

続きまして、子育ての手助けをしてほしい方とお手伝いをしたい方とのボランティア的な相互援助活動を行う会員組織であります子育て援助活動支援事業を、「さわやかサービス」の名称で実施しております。これらのサービスにより、地域のネットワークが形成され、子供たちが主体的に育つまちづくりが進められていくものと考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 御丁寧な御答弁、ありがとうございました。さまざまな御努力をされているということで、やはり評価を受けたんだということが、今とてもよくわかりました。

細かく御答弁いただきましたので、ここの①については幾つか私のほうで気になっている点を再質問させていただくことにいたします。

まず、アの仕事も家庭も大切にできる子育てしやすいまちづくり、こちらのほうは主に保育施設などの整備などに力を入れてきて、待機児童数を減らしてきたというのは、本当に大変な御努力だったと思います。しかし、以前からも課題になってると思いますけれども、年度当初の待機児童数は減少してきているかと思いますが、やはり年度が進み、例えば今ごろの時期になると、またかなり待機児童の数がふえているのが、下のボードなどを見てもわかるんですが、その年度当初と、それからそれ以降の待機児童の月ごとの数字の移り変わりなどをどのように把握していますでしょうか。4月から12月、今までの間にどれくらい待機児がふえて、

その傾向がどのようなものなのかということの特徴などあれば教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 待機児童の状況について御質問いただきました。

今年度の待機児童数の状況を御説明申し上げます。国の定める待機児童数というのは、新定義と言われているものですが、4月は7人でした。ただ、議員が今御質問されているのは、この7人という数字以外に、旧定義と言われるものですが、実際、新制度の認可保育園とか認定こども園、小規模保育、保育ママのどこかの施設を希望されていて入れてない方の人数、こちらの方ですね。こちらの方は、4月は78人でした。この78人から1園だけ希望されている方、ほかに入れる施設があるにもかかわらず、そちらは御希望されていない方、育休中の方、そういう方を除くと7人という形になります。

この新定義というのは、4月と10月しか計算しませんので、4月と10月しか出ないんですが、10月は68人です。旧定義の形でいきますと、4月が78人、5月が89人、6月が95人、7月が109人、8月が124人、9月が154人、10月が161人。この161人の中で、1園希望の方とか育休中の方を除くと68人という新定義が出てきております。

以上、このような推移でございますが、傾向としては、4月以降、年度末に向けて徐々にふえていくと。これは新しくお子さんが産まれたりして、徐々に御希望者がふえていくという傾向がございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 年度当初が限りなく少なくなっても、やっぱり途中から入園の希望の方もふえているということで、そのあたり私はやはり何かしら対応していく必要があるというふうに考えていますけれども、その年度途中の待機児童の方に対する対応はどのように考えているのかお伺いします。

○保育課長（宮鍋和志君） 先ほど説明申し上げましたとおり、年度途中に徐々に人数がふえていくのは確かでございます。それで、どのように対応しようかということなんですが、ただこの施設も5月以降、全然あいてないということではありませんので、保育コンシェルジュが最近非常に丁寧に対応しております、ここの施設はどうでしょうかということで、いろいろ御相談させていただいております、入れる施設にとりあえず入っていただいて、あとは転園希望を出していただくというような対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 新聞の報道などでも、ほかの地域でも1歳から入園するのが、育休などが終わって1歳児から入園するのが大変だから、もうちょっと前倒しでゼロ歳児から希望を出しているとか、あるいはもう妊娠したときから希望を出しているというような話も聞いていて、本当に必要だから入園希望を出しているのか、それとも入りづらから早く希望を出しているのかというところが、私はちょっと現状どうなのかなというふうには思っているところなんですが、以前は一時保育の定期利用なども利用して対応していきたいというような御答弁もあったと思います。予約をするような制度を設けているところとか、あとはフルタイムで毎日通わなくても、曜日によって通ってる子が違うので、曜日や時間帯をシェアして複数の児童を受け付けているというところもあるというふうに聞いています。さまざま工夫もできるかと思っておりますので、そちらのほうは今後しっかりニーズを把握して検討していただきたいと思います。

それから、このところで保育園だけではなくて、幼稚園や認定こども園についての児童の受け入れの状況を少し教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 幼稚園、認定こども園等についてでございますが、子ども・子育て支援事業計画と

いうところで、1号認定、2号認定、3号認定、それぞれの必要の量の見込みと、それから最大受け入れ数ということで算定しております。

まず幼稚園とか認定こども園の1号認定でございますが、28年度は計画上では1,174人ぐらい必要だろうということで推定しておりましたが、実際の最大受け入れ数は1,207名分とっておりまして、実際の利用者が990人というふうに算定しております。ですので、1号認定の方につきましては、幼稚園、認定こども園について何ら入ることに困ることはない、皆さん御希望があれば入れるということで考えております。

2号認定、3号認定につきましては、2号認定の3歳から5歳の方ですね、28年度は計画上必要な方が1,183人ということで見込んでおりましたが、実際の最大の受け入れ数は1,393人確保しております。ですから、こちらにつきましては、2号認定の3歳から5歳につきましては、ほぼ選ばなければ大体入れるということで考えております。

3号認定、次の3号認定のゼロ歳児の方ですね。28年度は174人程度、推定で必要だろうということで推定されておりましたが、実際の最大受け入れ量は実は168人程度の確保しか今のところできておりません。理由は、確かにゼロ歳も必要なんです、1歳、2歳で入れないのでゼロ歳でどうしても入っておかなくてはならないということで考えられる保護者の方いらっしゃいますので、当市では今のところ1歳、2歳のほうをなるべくふやすということで、そちらに力を注いでおります。ですので、168人しか確保していなかったんですが、実際の利用数は158人ということで、4月は158人でございました。

続きまして、3号認定の1歳、2歳、保育の必要がある方なんです、28年度は計画上の量の見込みでは692人ということで当初計算してたんなんです、実際にはやはり最近、保育希望の方が多いものですから、755人分、定員の受け入れ枠は用意しておりました。ただ、2歳につきましては4月でも7名の待機児童数が出てしまいましたし、それから4月以降、徐々に徐々にやはり希望者が多くなるので、今後もやはりこの1歳、2歳もかなり力を入れてふやしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そのように細かく健康を見ながら対応していただけてるというふうに認識しましたので、ぜひ幼稚園、認定こども園のほうはまだ余裕もあるというようなことなので、やはりこのあたりはトータルで受け入れということを今後考えていただけたらなというふうに思います。

それでは、次の「すべての子育て家庭が安心して子育てできるまち」というところで質問したいと思います。

こちらのほうで私が気になりましたのは、やはり今、産前・産後のケアというところのあたりで、乳児家庭戸別訪問なども早くから当市は取り組んで、かなり丁寧にやられてるという印象があるんですけども、そういった中で母親の要望ですとか、そういったものはどのようなものが出ているのか、何かありましたら教えてください。

○健康課長（志村明子君） 乳児家庭全戸訪問などで、保護者の方の利用意向の把握等についてでございますけれども、今現在のところ産後ケアの対象となるような、退院直後、十分な家事援助がなくて困っているという、そういったような御相談のほうの把握はございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この産後のサポートというところで、当市で育児支援パッケージの配布などを行ったと思いますけれども、そういったところで支援が必要な方には養育支援訪問などにもつなげるというようなことの説明だったと思いますけれども、そのあたりについての効果といたしましうか、どんな様子だったのか、そ

のあたりを教えてください。

○健康課長（志村明子君） 当市におきましては、妊娠期から切れ目のない事業ということで、健康課のほうに母子保健コーディネーターを配置し、相談支援を行ってございます。具体的には全ての妊婦の方を対象に、保健師等専門職が面接を行う中で、子育て支援のニーズを把握し、また出産後に育児パッケージを配布するとともに、支援が必要な方には支援プラン等を作成し、継続的に様子伺い等を行っている事業でございます。養育支援訪問につきましては、一般的に公表していない事業でございまして、必要のある方に対して利用希望等を行いながら調整している事業でございます。所管します子ども家庭支援センターと健康課のほうで、そういった方の連携、協力を行いながら、必要な事業について調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この育児支援パッケージを配布するのは、シルバー人材センターの方だったというふうに説明だだと思えますけれども、そういう方から健康課なり家庭支援センターなりにつないだというようなこともあったのでしょうか。そのあたり教えてください。

○健康課長（志村明子君） 育児支援パッケージの配布につきましては、シルバー人材センターに委託しまして、各戸別の訪問に手渡しをするという形をお願いしております。このときに何か相談等があれば、保健センター等、紹介するとともに、配布していただきました担当の方からも、保健センターに連絡をいただく形としております。これまで育児パッケージの配布において、必要があるといったケースについての連絡はございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 産後数週間はなかなか外出などもしにくい、また親自身の体調の変化も、産前・産後というのは非常に体調の変化が著しくて、体力的にも支援が私は必要だと思っております。東大和の状況が、特に家庭、戸別の訪問でも特に要望はないというような御答弁でしたけれども、全国的に言われていることでは、やはり核家族化ですとか、それから母親自身の親の年齢が高齢化していたりとか、あとは仕事を持っていたりということで、なかなか日中、一緒に育児を支援してくれるような身内がそばにいないという中で、孤立して子育てをしているという方がふえているというようなことを聞いています。東大和の状況は、そこまでいってないのかなというような印象も今受けたんですけれども、その産前・産後のケアについては、後ほどの今後の支援の取り組みについても少しお伺いしたいと思いますので、今はその次のウのほうにいきたいと思います。

「地域のネットワークで子どもたちが主体的に育つまち」ということで、こちらのほうは学童保育や放課後子どもクラブの充実というなお話があったと思います。実際には、学童保育については130人ぐらいの待機がいるけれども、ランドセル来館などで対応していただいているということだったと思いますけれども、私はやはり子どもたちが主体的に育つという視点でも、その子供たちの成長という点で、やはりこの学童保育の今の状況というのはどうなのかというふうに疑問に思っています。発達面や心理面での対応というのは、学童保育の中でどのように対応されてるのかお伺いします。

○青少年課長（中村 修君） 学童保育所の指導員の研修等で、臨時職員及び指導員の研修を行っております。また、指導員につきましては、支援員という形で全ての方に支援をとっていただくような形で、研修のほうを受けていただいております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） かなり学童の場所に対して、人数もかなりふやして対応しているというようなことも聞

いてますので、やはりここ丁寧に対応していく必要があるのではないかなというふうに思っています。子供を中心とした運営基準などを他市でもつくってるようなところがあるというふうに聞いてますので、このことについてはまた別の機会に取り上げさせていただきたいと思います。

これらのことを踏まえまして、今後、子育て支援の取り組みについて、次の②のほうでお伺いしたいと思います。

冒頭でも述べましたけれども、内閣府は地域子ども・子育て支援事業ということで、13事業を挙げて子育て世代を支援していく方針を打ち出しています。当市でも子ども・子育て支援事業計画に基づいて、さまざまな事業を進めていただいているところですが、その中でまずアの空き家を活用して地域子育て支援拠点事業の充実を図れないかという点なんですが、当市でも子育てひろば、子ども家庭支援センターと、それから保育園に3カ所、そちらのほうはかなり充実した活動をされているというふうに、その点は認識しております。ただ、この内閣府から示されている子育てひろばの方針を見ますと、施設連携型というものと、もう一つ、一般型という空き家などを活用したひろばづくりというのを挙げています。この一般型と施設型の違いというのを、まず教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 一般型におきましては、実施場所が公共施設、空き店舗、公民館、保育所等など、子育て親子が集う場として適した場所で行う場合に、一般型ということで対象となっております。

連携型につきましては、保育所等、児童福祉施設において行う場合に……。ちょっとお待ちください。

申しわけありません。連携型につきましては、この議員のおっしゃる空き家というのは、対象になっていない施設等において行う一般型のひろばになっております。こちらが子ども・子育て支援交付金のほうの対象となっております、国と市で3分の1ずつ負担をするような制度になっております。常設の地域子育て支援拠点を開設をいたしまして、子育て家庭の親とのおおさんが、おおむね3歳未満のおおさんを対象としておりますが、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施を月1回以上というような形で事業を行うということで設定されております。

実施方法といたしましては、原則といたしまして週3日以上、かつ1日5時間以上開設をするということで、子育てに意欲、知識、経験のある専任の者を2名以上配置をすることとなっております。

また、施設といたしましては、授乳コーナー、流し台、ベビーベッドと、おおさんがお越しになったときに過ごせるような形の遊具等も設置をするようになっております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） この子育てひろば、当市で行ってるのは保育園の中にある施設型のほうだと思いますけれども、それで当市では子ども・子育て支援事業計画の策定の時点では、この子育てひろばについては市内では充足しているという見方をされているかと思います。ただ、私は今の中にありました一般型というほうの空き家などを利用した子育てひろば、こちらのほう、ぜひ当市でつくっていただきたいとか、できたらなというふうに思っています。情報提供したりとか、相談を受けたりということはもちろんそうなんですけれども、やはりその場の雰囲気といいますか、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり、あとは単にサービスを提供するというのではなくて、そこで地域の当事者同士の支え合いがあって、地域の子育て力が向上していくという意味が、私はこの一般型のほうにあるのではないかと思います質問をさせていただいています。

この間、武蔵村山市のほうで行われています子どもカフェ事業みんなのおうちというところや、日野市の子

育て応援施設子育てカフェモグモグ、それから調布市の駅前子育てカフェ a o n a、それからその隣にありましたプレイセンターなどを私は視察をしてまいりました。いずれの市も、市の委託事業としてNPOなどが運営を行っているものでした。特徴としては、小さな子供を連れて親子で通える場であり、相互交流、地域のネットワークの場ともなっていて、食事を提供しているところでは、ストレスからの息抜きの場にもなっているんだというのが非常に感じられました。

特に武蔵村山市の一軒家を借りての——空き家だったところを借りての子どもカフェは、スタッフも子供を連れて働く場にもなっていました。そのように支え合って子育てが実現しているということで、武蔵村山の例ですと、できてから2年ほどですけれども、スタッフ10名の方に7名のお子さんが新しく誕生したということです。このことは、本当に育てる環境を整えば子供を産み育てていくという、本当に最高の少子化対策だと私は考えます。場所も東大和市の市境のところにあるためか、東大和市の親子連れも多く通ってきているということです。

このような場所が、私は東大和にも必要だというふうに思っていますけれども、最初の御答弁の中でも、今後、選択肢の一つとして研究していきたいという御答弁をいただきました。このような住民主体で空き家を活用して子育てひろばをつくるためには、どのような条件が必要で、あるいはできない、何が原因でできない、障壁になつてくるようなことですか、あとはまた市が支援していただけるようなことがありましたら教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 　ただいま東大和におきまして、武蔵村山子どもカフェみんなのおうちのよう形の空き家を利用したひろばを開設するのに、何が障壁になっているかというところで御質問をいただきました。

やはり財政的な面といたしましては、武蔵村山市さんのほうでは、平成26年までお母さん3人グループさんが事業を立ち上げてまして、施設管理費等を市が補助するような形で事業を行っていたようですけれども、27年度からはNPO法人を取得されたということで、包括補助のほうから補助金を受けながら運営をされているということで、委託に変わられたということで伺っております。その中で、やはり一般財源として200万円を少し超えた額を負担されているというところでは、財政的な調整が必要になってくるというのが1つ。

あと市が開設をするに当たり、空き家をどのように探してくるかというところでは、どちらの場所にどのような空き家をといるところでの、まずそちらの施設面ですね、適切な施設をどのように探すかというところでは、やはりまだ市の中ではそのような施策とか手だてというのが今まだない状況ですので、そのあたりから。

あとはもう一つとしましては、市民のそのグループをどのように育てていくかというところでも、今現在ですと児童館や公民館におかれまして、お母さんたちの活動というのはあるようなんですが、まだ子ども家庭支援センターのほうで、例えばそういう子育てのグループを育成していくという状況がなかなかできていないような段階でありまして、そういうグループが育っていく中で、市も連携しながらそちらを進めていくような形になっていくかと思っておりますので、今現在のところはそのようなところが壁になっています。

以上です。

○4番（実川圭子君） 　こういった場所がふえれば、私は小さい年齢のうちから保育園に預けなくても、こうやって自主保育的なところもあると思いますけれども、そういったみんなで子育てができるような場というのがふえれば、少し待機児童の対策にもなるんじゃないかなというふうに考えてます。そういったところで、財政的な面でも、どちらが効果的と言っては何ですけれども、いいのかというような費用対効果なども考えてい

くことができるのではないかなというふうに思います。

また、グループの育成というお話でしたけれども、やはりそういったことができるようなスタッフを育てていくというか、そういうことも私は今後必要になってくるのかなというふうに思います。カフェといっても、武蔵村山市の事業は食事を提供するわけではなくて、親子が気軽に集える交流の場というのを、市民が運営主体になってつくっていているという点が、非常に私は参考にしてほしいなというふうに思います。そういった意味では、そこがその方たちのまた働く、仕事をつくるということにもなっていて、そういったところを総合的に考えて、こういったものが今後つくっていけるように、市民のほうもそうですし、市のほうと協働でやっていけたらいいなというふうに思います。

また、今のようなところも1つですし、あとは調布市さんや日野市さんのような食事を提供するレストランのようなものも、市内に子供を連れて、小さい子供を連れて気軽に行けるようなレストランなど、特に東大和の場合には余りないかと思いますが、そういったところを、例えば今後、公共施設の複合化などで建て替えやリニューアルのときに、そういった子供も連れていけるようなカフェなどを、あわせてつくっていくような工夫を、私はしていただきたいと思いますけれども、そのあたりの御見解をお伺いします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育てひろばにつきましては、計画では充足しているというところがございますけれども、何分この計画をつくったもとになる市民のニーズ調査というのは、3年前の平成25年の10月に行ったというところで、もうこの3年間には非常に流れは早いというところは認識しているところがございます。この子供のほうの事業計画の中におきましても、その計画中に大幅に変更しなければならないことは、順次変更できるということがうたわれておりますので、来年度、中間年、3年度目に当たりますので、その辺を含めて検討はするつもりでおります。ただ、今カフェのようなものというのは、そのような今後の施設の統廃合等の中で、そういうのも可能なかというのは選択肢の一つかなというところがございます。多くの親子が集える場所というのがたくさんあれば、保育園につながるというような今お話がございましたけれども、それも承知はしているところがございますけれども、現状では子育てひろばにつきましては、今実施しているところで当分の間には行いたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 選択肢の一つとしてあるということは、私はとても重要なことだと思いますので、今後、何か計画があるときには、それもどうかというところで進めていただきたいと思います。

それでは、次の子育て援助活動支援事業（さわやかサービス事業）についてお伺いします。

こちらは御答弁でもありましたけれども、ファミリーサポートセンターというふうなことで、ほかの地域では名前が挙がってますけれども、そのさわやかサービスとファミリーサポートセンターの違いは何か教えてください。また、他市でのファミリーサポートセンターの設置状況、26市の設置状況について教えてください。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在、市が行っておりますさわやかサービスは、国が定めておりますファミリーサポートセンター事業実施要綱の基本事業に規定された内容と同じ事業を行っております。当初の社会福祉協議会が行ってございましたさわやかサービスという――高齢者のほうですね、さわやかサービスのほうに、平成13年4月から子育て支援事業を加えていただくような形で補助を出して始まったことから、その後、一般的に言われるファミリーサポートセンターという動きが出てきて、市のほうではファミリーサポートセンターに乗りかえは、その動きの中のファミリーサポートセンターに乗りかえはせずに、さわやかサービスのまま、内容的には同程度の事業を行っていると考えてございます。

26市のファミリーサポートセンターの設置状況ですけれども、大変申しわけありません、現在、今手元に数字を持っておりません。申しわけありません。

○4番(実川圭子君) ほとんど内容的には同じで、どちらかという東大和のほうが先行して、子育てのサポートをやっていたんだなということだと思いますけれども、私もこのサービスは非常に、とても活用できればいいなというふうに思ってますけれども、やはり少し周知不足といいますか、こういう制度があるということをお聞きしない方もいらっしゃるようなんですけれども、例えば出産のお祝いとして、この利用券を配布して制度を図ることができないかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。例えば利用券、必ずしもそれ無料にしなくてもいいと思いますけれども、その券があれば使ってみようかなというような方も出てくると思います。無料だとしても、例えば3回まで無料というようにした場合でも、1回、大体1時間で1,000円弱ですから、年間700人のお子さんが産まれたとしても200万ぐらいの予算でできますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) ファミリーサポートセンターの利用券を、出産時に配布をしてはという御提案でございます。先日、ちょっとずれるかもしれませんが。かるがもまつり～オレンジリボンキャンペーン～等で、お母さんたちがいらしたときに、一時保育の宣伝をさせていただきましたところ、その後、多くの方からお申し込みをいただいています。そのときに感じましたのが、やはり周知不足というところでは、お母さん方にさわやかサービスという言葉が伝わっていない。お母さん方は、ファミリーサポートセンターという言葉のほうをよく御存じで、周知が足りないというのを実感してございます。今後、機会を捉えまして、行事等、お母さん方、参加されるときには、できるだけわかりやすいチラシを配布するなどして、周知を図らせていただけたらと考えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) このさわやかサービスもそうなんですけれども、サービスを受ける側と、あとは協力をしていく協力員という方がいらっしゃると思いますけれども、協力員という方も、かつて利用された方とか、そういった方が少しお手伝いの形で支援ができるというような仕組みになってると思いますけれども、その協力員の方の役割も、私はすごく大きいと思いますが、その方々の研修ですとか、それからステップアップのために長く働いていた方の支援というか、悩みを相談したりとか、協力員の方の相談の体制ですとか研修の制度などがどのようになっているのか教えてください。

○子育て支援課長(鈴木礼子君) 社会福祉協議会のほうで、登録協力員さんですね、そちらの方に対する研修を年間の中でしていただいています。

あと先ほど数字を持っていませんでしたファミリーサポートセンター、26市中の設置状況なんですけれども、24市で実施しておりますということで、武蔵野市と、あとファミリーサポートセンターという登録をしていないことから、東大和市、2市が実施していないという状況になってございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) じゃ、社会福祉協議会のほうで研修を行っているということだったと思います。そういった協力員さんをふやすということも、また一つ、この制度が広がることになるのかなというふうに思いますので、協力員の方をふやすということと、それからそういうサービスがあるということの両方の面で、周知をしていただきたいんだというふうに思います。

ほかの地域でどのような形になっているのかというのを、ちょっと私のほうでも調べましたところ、八千代市さ

んでは産後8週間以内の産後支援ということを分けて、育児支援と分けて、新たに産後支援というようなこともやっているようです。本当に先ほど産後の外出の話をしましたけれども、なかなか外に、ちょっとした買い物でもなかなか出にくいというような状況で、本当にこういったサービスが気軽に使えれば、子育ても少し楽にできるようになるのではないかなというふうに思いますので、そのあたり御検討いただけたらと思います。

それから、ちょっと通告はしていないので、情報の提供だけにしますけれども、今回このことで調べていくうちに、ホームスタートというものがあるという、ほかのところでもホームスタート事業というのをやっているとこがあったんですけども、このホームスタートについても今後は検討していただきたいなと思います。さわやかサービスとはちょっと違まして、ボランティアで家庭訪問型子育て支援ボランティアという形で、お話を聞いたりとか、それから一緒に家事をしたり、育児をしたり外出したりということで、1人で子育てしてる、孤立してるような、孤立して子育てしてるような家庭に寄り添って、少し週に1回、2時間ぐらいお話を聞くというような制度なんですけれども、そういった本当にちょっとした話がしたいというのが、育児をしている中で出てくると思いますので、そういったことも今後、御検討いただけたらと思います。

それでは、次のウの居宅訪問型保育の実施についてお伺いします。

こちらについては、特に子ども・子育て支援事業計画にはなかった事業だと思いますけれども、実施計画のほうで来年度から実施ということでのってききましたので、その打ち出してきた背景などについて教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 居宅訪問型保育についてでございますが、障害を抱えていらっしゃるお子さん等について、集団保育が不可能な場合に、御自宅に伺って保育するものでございます。これについて、まだ他市でもやっておりますが、当市についても研究して何とか今検討してるところでございます。

以上でございます。

○**副議長（中間建二君）** ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○**副議長（中間建二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**4番（実川圭子君）** 居宅訪問型保育についてお伺いしていましたが、この事業が現在は行われていないということで、行われていない中で、この利用対象になるであろう方は、今現在はどのような状況なのでしょう。このサービスをすることで、どういったことが解消されるのかということをお伺いします。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 保育園のほうで重い障害をお持ちの方、お子さんも何人かいらっしゃいます。1級の方も2名程度いらっしゃいます。今現在、保育園のほうで一生懸命保育していただいております。もしこの事業ができた場合には、御自宅に伺って専用に保育ができると、そういう形でございます。

以上でございます。

○**4番（実川圭子君）** 当市では、保育園での障害児の方の受け入れというのも随分やっていたらという印象が私はありまして、インクルーシブ教育ということでは、そういったことも、集団の保育も必要なのではないかなと思いますけれども、御家庭での保育という、さまざまな事情があると思いますので、そういったニーズに合わせた対応、丁寧にしていただきたいと思います。

それでは、次の産前・産後サポートやケアなどについてお伺いします。

こちらについては、東京都のゆりかご事業ですとか、そういった形ですとか、もともとはフィンランドのほうで行われているネウボラというのを参考に、こういったことが必要ではないかということが出てきたのだと思います。当市では、保健センターですとか子ども家庭支援センターの連携が非常にとられていて、丁寧にこのあたりの相談ですとか、そういったことがされているかと思えますけれども、今後この子育て、産前・産後サポートケア、それからその次の③の子育て世代包括支援センターの設置ということも視野に入れて、今後このあたりをどのように市として行っていくのかお伺いしたいと思います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子育て世代包括支援センターの全国展開ということで、児童福祉法等の一部を改正する法律を受けまして、おおむね平成32年度末ですから、何年後ですかね、4年後でしょうか——の間の間に市は同センターを設置するよう努めなければならないというようなことに、法律で設置の根拠づけをされたところでございます。それを行うに当たりましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するために、ワンストップによる相談窓口によるセンターの設置をしなければならないというところで、検討を始めたようなところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） これからのことなのかなというふうに思いますので、ぜひこれまで行われているような事業をどうやってワンストップでといたしますか、今ですとやはり保護者の立場からいけば、健診をするには保健センターに行って、子供の相談とかそういったことに関しては子ども家庭支援センターに行って、先ほどのさわやかサービスは社会福祉協議会って、いろんなところに分かっていると、なかなか利用するほうとしては、そこが1カ所になって切れ目のない対応というのが、目に見える形になっていけば本当にいいのかなというふうに思いますので、利用する方のいろいろなニーズを、これ今後調査して行っていくかと思えますけれども、そのあたりはぜひ、さまざまな声を聞いて進めていっていただきたいと思います。

この目的の一つには、その次の児童虐待の対応というところに移りますけれども、もう今は産前から虐待、妊娠中からその虐待の傾向というか、そういうことを発見して虐待を減らしていこうというような動きもあるかと思えます。そういった意味で、東大和市の中で現在この虐待の実態なども、なかなか表には出てきませんが、やはりそういったことがあるかと思えます。今回、児童福祉法も改正されて、そのあたりを反映した対応マニュアルというのをつくっていただくということだと思いますけれども、そのマニュアルの配布先ですとか、それからいつごろまでに作成されていくのかという时期的なことについてお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 児童虐待マニュアルの改定に伴い、配布先ということですが、大体600部ぐらい配布をさせていただいております。要保護児童対策地域協議会という会議がありますが、そちらで児童虐待には対応させていただいてございます。その中で、地方公共団体、あるいは法人等、専門の法人等に入らせていただきまして、全部で25の機関で活動をさせていただいておりますが、各関係機関先にはそちらの新しくなりました虐待防止マニュアルのほうは配布をさせていただきたいと思っております。その中には、市内ですと、やはり学校教育部も入っておりますし、あとお医者様ですね、医師会のほうの関係、あと私立の幼稚園、保育園の関係も配布先には入っております。

いつごろまでに改定ということでございますが、こちらの児童福祉法の改正に伴いまして、児童相談所との調整が必要になりますので、来年度中にはできれば新しいものを作成したいと考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 改正児童福祉法のほうでは、児童虐待の発生時の迅速な対応、的確な対応として、市町

村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備を努めることとして、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職を配置するとされていますけれども、現在、東大和市でのその専門職の方の配置状況はいかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在、子ども家庭支援センターのほうにおきまして、虐待対策ワーカーということで2名の職員が虐待の対応に当たっております。あとスーパーバイザーとして、大学のほうから先生にお越しいただきまして、虐待の個別ケースに関しましてスーパーバイズを行っていただいております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 次の要保護児童対策地域協議会についてのほうなんですけれども、その取り組みとして25の機関の方、民間の方たちも含めて対策に当たっていただいているということなんです、実際に例えば虐待の発見をする機会というか、なかなか子供から訴えてくるという、そこに訴えてくるというのはなかなかないことでして、保育園ですとか学校の先生が児童の様子を見て発見するというようなことも多くあるかと思えます。その現場の先生や保育士の方などの研修は行われているのかお伺いします。虐待を受けてるかどうか、言葉では出さなくても、心理的なサインですとか、そういったことが見逃されることがないように研修を受けていただきたいと思っておりますけれども、そのあたりどのようになっているかお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 要保護児童対策地域協議会におきましては、3つの段階の会議で構成されておりまして、まずは代表者会議ということで、各機関の代表者の方にお越しいただいて、そういう関係機関の連携を図るところでお願いをしているところでございます。その下に、実務担当者会議という会議がありまして、こちらのほうで毎年、虐待に対する研修を行っております。さらにその下にチームケア会議という個別ケース対応会議というのがありまして、実際に虐待が起こりまして対応が必要になった場合は、そちらのほうで関係する機関だけお集まりいただいて、支援の会議を行っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 実務担当者会議のほうで研修など行われているということなんです、そこに現場の先生や保育士の方ですとかは参加されているのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 実務担当者会議のほうには、それぞれの関係機関の虐待の対応の先生方が御参加いただくような形になりまして、そちらをお持ち帰りいただいて、皆さんで共有をしていただくというような形になるかとは思っています。

以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひそういった発見がおくれないためにも、現場でやられてる方に、ぜひそういうことを知っていただきたいと思っております。

それから、虐待が発見された後はケース会議などを進めていただいているということなんです、お子さんへの対応のほか、そのお子さんを取り巻く家族の方ですとか、そういった家族の方全体として支援していくことが再発防止や親子関係の再生などにもつながると考えますけれども、その家族支援というか、そういったことについてはいかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 虐待の対応に当たりましては、子ども家庭支援センターが地域でまず第1なんですけれども、児童相談所、あるいは地域の警察とも連携をしながら、それぞれのケースに応じて、児童だけでなく保護者の方への対応も、必要に応じ連携をとりながらさせていただいているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) あとは虐待については、先ほども少し述べましたけれども、妊娠中からの対応というのが今後も必要になってくると思います。母子手帳の交付の時点から、いろいろ御相談には乗っていただいていると思いますけれども、妊娠中、体の健診だけではなくて、精神的な相談ですとか、それから家族関係のこととか、またあとは経済状態などのことも、私は相談ができるようになってほしいと思いますけれども、そのあたりの対応はいかがでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 妊娠中からの相談についてでございます。平成27年度におきましては、妊娠届716人、お出しになった方のうち、例えば若年ですとか経済的に心配があるとか、いろいろさまざまな理由でフォローをさせていただいた方が245人いらっしゃいました。フォローの内容としましては、地区担当の保健師や専門職が訪問したり電話をかけたり、またフォローの内容が子育て支援課等、他課に係るようなときには、その連携を調整をして支援をしている。そういった形で、連携、協力しながら支援に当たっている状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういったことが、今後引き続き対応していただきたいと思います。

これまで、さまざまな子育て支援のことを質問させていただきました。制度を進めるということは、本当にやっていただきたいのですけれども、私は社会全体が赤ちゃんや子供たちを大事にして、みんなで見守る、声をかける、市長がおっしゃっているような挨拶をする、そんなまちになることが、一番子育てしやすいまちだと考えています。そのためには、市がサービスを提供するというだけでなく、子育て世代の当事者同士が支え合って、子育てに向き合う力をつけていくということ、大変だけど充実した子育てができれば、このまちで子育てしてよかったということになるのではないかと考えます。

ここまでの質問で、最後に全体として何か御所見ありましたらお伺いします。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 今、子ども生活部、子育て支援に関しまして、福祉部とも連携していろいろ施策を進めてるところでございます。計画にないことも、やはり今ニーズとして捉えてるところでございますので、市長が唱えます「日本一子育てしやすいまちづくり」に向けまして、またさらなる施策、全市民に対するもの、それから一部のものを含めまして、どういうものが当市のニーズに合ったものかというものも含めて、また検討していきたい。さらに、現在ある施策につきましても、さらなる充実を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) それでは、1の子育て支援については終わりにします。

続きまして、次の桜が丘図書館と清原図書館、子ども家庭支援センターとやまとあけぼの学園の民間活力の導入についてに入ります。

冒頭の御答弁でもお話をいただきまして、第2次移行計画があるということだったんですけれども、今回この指定管理者の導入について、8月3日の開催の公の施設の管理運営のあり方検討委員会で話し合われて、私が聞いたところによりますと、その後、図書館2館については10月25日に図書館協議会へ検討することについて、中央図書館長から諮問があったということだったと思います。

このことについて、私、冒頭でも述べさせていただきましたけれども、私は特に何も知らされていない中で、市民の方から指定管理にするんでしようというようなお話が来て、ちょっと驚いているいろいろ調べたところなんですけど、これまでの経緯をもう少し詳しく、8月3日の開催のときから今までの間、どういった検討が進め、

どういふ順番で進められてきたのか経緯を教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 公の施設の管理運営のあり方検討委員会におけます検討の経緯であります。

まず本年8月3日の検討委員会におきまして、御指摘、お話いただきました2つの地区図書館、それからやまとあけぼの学園及び子ども家庭支援センターにつきましての民間活力導入等について、一定の方向性を示します指定管理者制度等導入の第2次移行計画をまとめました。この結果というのは、内部の検討組織であります公の施設の管理運営のあり方検討委員会の検討過程の報告であります。それを踏まえまして、検討委員会の委員長から市長への報告をいたしました。その結果、検討委員会の報告を踏まえた形で、市長から各所管の部署に対しまして、検討を行うことを依頼する等の通知をいたしております。それが、公の施設の管理運営のあり方検討委員会開催後の動き、進め方でございます。

以上であります。

○4番（実川圭子君） そのように検討が、これまでも検討されていたということはわかりました。ただ、その検討過程の中で、やはり市民の方々もさまざまな御意見なども持っています。そういった方ですとか、議会もそうなんですけれども、その検討段階での、今こういったことを進めているということの報告というか、方向性というか、そういうことがなかなか伝わってこなかった中で、やはり今さまざまな情報が交錯しているんですけれども、例えばこの検討において、今後なんですけれども、今後の内容によっては検討結果で指定管理ではなくて直営のまま行うということもあるのかどうか、確認をさせてください。

○企画財政部長（並木俊則君） 今回の移行計画のことにつきましては、大もととなりますのは、現在、平成28年度までの実施の計画になっております第4次行政改革大綱の中、こちらのほうで民間活力の導入等ということであつたてでございます。このような行政改革を進める中での一つということの捉え方で、市のほうはいろいろな検討を進めていき、先ほど副参事のほうでお話した、ことし8月の経過というようなところになったところでございます。

先ほど市長が答弁をいたしましたように、現在それぞれの担当部署であります市長部局であります子ども生活部、教育委員会のほう、教育長のほうへ、さらなる現場での実施を含めての検討をということで、具体的にそれぞれ依頼、指示が出されたということが現段階でございます。市長のほうで先ほど申し上げましたように、それぞれの部署からのいろいろな状況の判断、それによる最終的な結論も踏まえた中で、市長のほうで今後、総合的な判断をするというような形になります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 図書館のほうなんですけれども、このあり方検討委員会の中でも検討はされてきたと思いますけれども、その中で図書館流通センターというところから、具体的な提案なども受けているようなんですが、ほかの団体からもどのような情報を聞いて検討されてきたのかお伺いします。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） ただいまの関係する事業者からの情報収集等ではありますが、主に情報の収集を行いましたのは、今お話いただきました図書館流通センター等でございます。それ以外の情報につきましては、詳細の情報収集に至っておりません。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 今の段階では、そちらのところからの提案で、いろいろ検討しているということだと思います。

今後なんですけれども、図書館のほうに関しましては、図書館協議会のほうに10月25日に中央図書館のほう

から、館長から諮問があって、このことについて検討していただきたいというようなことがあったと思いますけれども、その協議会のほうで検討していただいた後は、どのような流れで市長のほう、最終的には市長というふうに先ほど御答弁がありましたけれども、どのような流れで市長のほうにいくのか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 今年の8月10日に市長から文書をいただきまして、その後、私ども担当のほうでは、内容が非常に重いということから、これは図書館協議会にお話をしないまま進めるわけにはいかないと、いうふうに判断をして、図書館協議会のほうに状況と御意見いただきたいと、今後ですけれども、答申をいただく形で諮問さしていただいた状況でございます。

それから、あわせてやはり利用者がどう考えてるかということも把握をしたいと思ひまして、今月の3日から9日、きょうまで利用者にアンケートをとってございます。きのうの時点で1,886枚の回収をさせていただいておりますが、このようなことから今後につきましては、この利用者アンケートを分析、集計をいたしまして、その後、図書館協議会の皆様と今後も、来年の2月にはまた協議会ございますが、そういう中で話し合いをして、今後、答申をいただくことになってきますけれども、そのことを踏まえて図書館のほうでは、そちらの見直し案の案をつくってまいりたいと考えております。その案ができましたら、教育委員会としての考え方として結論を出しますので、教育委員会の定例会のほうで諮りさしていただくと、そちらで教育委員の方に考え方を、教育委員会として結論を出していただきたいと思っております。それで、その上で市長に回答し、総合的に市長の判断を出されるのを私どもは待つということに、今後の流れとして考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） この後、図書館協議会のほうで話し合われたことを教育委員会のほうに出すということなんですが、これまで教育委員会や、あとは社会教育委員会議などでも、この図書館の指定管理について議論が、どのような議論があったのか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） これまでですが、11月24日に教育委員会の定例会がございました。その中で、現在の図書館の状況、図書館協議会へ諮問してることとかですね、御説明をさせていただきました。教育委員の方からも御質問が、指定管理者についての御質問もありましたし、今後も定例会の中ではお話をしていく機会が出てくるかなと思っております。

あとは社会教育部にはほかに、公民館のことは公民館運営審議会、それから図書館のことは図書館協議会、それぞれでやっておりますので、社会教育委員会議ではまだ現状では出していない、それぞれ担当のところでやっていると、そういう状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 図書館のことについては、おおむね状況がわかりました。

もう一つ、子ども家庭支援センターとやまとあけぼの学園については、統合して複合施設として運営するというようなことの計画のようですけども、私としてはこの事業をどのようにしていくのか、目的ですとか、それから目指すもの、そして理念とかサービスなどどのようにしていくかという、そういう運営基準などをしっかりとまず作りまして、その後、じゃその実施主体として直営がいいのか、委託がいいのか、指定がいいのかというような流れになっていくというふうに考えているんですが、そういった今後、子ども家庭支援センターとやまとあけぼの学園をどのように運営していくのか、そういった基準づくりですとか、そういったことについてはどのようにお考えなのか教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在では市長のほうから、民間活力の導入について検討せよというような指

示があったところでございまして、担当部といたしましては、あけぼの学園、子ども家庭支援センターにおける事業内容の検討、それからそれを外に出せるかどうかというような検討でございまして、まだ今、実川議員がおっしゃった計画というのはございません。

以上です。

○4番(実川圭子君) このときの第二次移行計画ですか、それを見ますと平成30年の4月を目途にというふうに書かれているんですが、それですと今の時点でそういった計画がないということでは、かなり時間的にもどうなのかなというふうには思います。

また、その基準などをつくるときに、私はやはり利用者の家族ですとか、それから市民を交えた検討委員会のようなものをつくって、一緒になって検討していいものをつくってほしいなというふうには思いますけれども、今後そういった利用者の方ですとか市民の方の意見、先ほど図書館のほうについてはアンケートなどをとられたということなんですが、こちらの子ども家庭支援センターとやまとあけぼの学園については、どのようにそういったニーズというか、御意見を取り入れながらやっていくのか教えてください。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 市長のほうから指示をいただいておりますのは、その時期も含めてでございますけれども、担当部といたしましては、その担当部としての回答、報告でございますけれども、その中に含めて現状の施設ですぐにやるという場合には可能かもしれないし、また手を入れなきゃいけない場合には、その時期では無理ですよという回答をするのかもしれませんが。ということでございまして、現状ではまだそこまで回答できる、市長に報告できる状況ではございませんので、担当部としましては検討中としか今お答えできないような状況でございます。

それから、計画というか、進むに当たりまして市民の皆様の声を聞く機会というのは設けなければならないということは、認識しているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 子ども家庭支援センターに関しましては、先ほどから虐待の対応などのことも議論させていただきましたけれども、緊急性ですとか、それから個人情報の保護のことですとか、またさまざまな団体や部署との連携、ネットワークなどが非常に大事だというふうに思って、民間で行うのには課題が多いというふうに私は思っているんですけれども、この点についてはどのような検討を今後されていくのでしょうか。

○子ども生活部長(榎本 豊君) 子ども家庭支援センター、大きく要対協と呼んでおりますけど、要保護児童対策地域協議会の事務も抱えておりますし、子育てひろばも抱えております。それから、一時保育事業も抱えておるところでございまして、そちらの事業をそのままやるのかというのも、今検討してる最中でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今回ほかの議員の方も、このことを取り上げるということで、私のほうも時間がもうそれほどありませんので、このあたりにしたいと思っておりますけれども、前回の9月の定例会のときには、もうこのあり方検討委員会でのこういった決定といいますか、そういうことがあった中で、9月の定例会の中でやまとあけぼの学園がみのり福祉園の跡地に移転できないかというような質問が出されたときに、たしか検討中ですよというような御答弁だったと思います。なかなかどこまで出せるかというのも、市のほうで事情があるのかもしれないんですけれども、私はやはり検討過程でも、そういったことを出して行って、それでそれがどのように今進んでるのかとか、そういったところまで、やはり話が出てこなければなかなか議論というのもできないと

思っています。議会では既に決まった内容を承認するという場だけではなくて、やはり一緒になってよりよいものをつくるための議論の場だと思っていますので、ぜひ議会もそうですし、それから市民へも、その検討過程というのをできるだけ知らせていっていただきたいと思います。私個人としては、指定管理者制度を全て否定するものではありませんけれども、今後の検討はさまざまな観点から十分な検討を進めていただきたいと思います。

先ほど図書館に関しまして、情報をいただいているのは1つのところからだというふうにもお聞きしています。管理者になりそうな事業者や、よい面だけを見るのではなくて、今後、リスクも含めて多くの先行自治体の情報を分析して、検討の材料にしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（中間建二君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

---

◇ 中野志乃夫君

○副議長（中間建二君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） 中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず1として、民間委託等の在り方について（従来市が行っていた施設運営等の業務を民間に移行した事例と市が多額の資金援助を行い民間に業務を委託した事例から）という内容であります。

これはさまざま、最初に昔の話になりますけれども、例えば社会福祉協議会そのものを、本来は法律に基づいて各自治体がそういうものを設置しなければならないという観点でいえば、その範疇に私は入ると思っております。つまり、現状の施設、社協なども実際は多額の市費で運営をされてる現状ですから、そういったものも含めて、最近の先ほど出ましたような指定管理者制度に基づいた事業を委託してる場合、また業務を委託してる場合等を含めて、それらについてどのように現状を評価されてるか、そのことをお伺いしたいと思います。

あわせて、それらに関しての検討課題はどういうものがあるのか、お伺いしたいと思います。

2番目には、空き家対策についてであります。

これは主にといいますかね、防犯上の問題をちょっと私、大変懸念しております、その観点からお伺いさせていただきますんですけども、市内の現状はどうなってるか。

また、それに対しての検討課題はどうなってるのかをお聞きしたいと思います。

この場での質問は以上です。よろしく願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、民間委託等のあり方の評価についてであります。市ではこれまで行政改革の取り組みの中で、民間活力の導入を推進してまいりました。現在、指定管理者制度を導入している施設は、市民会館、市民体育館などの体育施設、高齢者在宅サービスセンターむこうはら及びきよはら、そして高齢者ほっと支援センターきよはらであります。また、高木保育園、桜が丘保育園及び向原保育園につきましては民設民営に移行しました。さらに、平成28年10月からは東大和市総合福祉センターは～とふるが民設民営で開設し、平成29年4月からは新学校給食センターの給食調理業務を民間委託する予定であります。一方で、社会福祉法人等に対しましては、行政サービスを推進するために、必要に応じて運営費や事業費の補助、また事業

の委託を行っているところであります。評価としましては、民間事業者や社会福祉法人等の専門性や能力を活用することにより、行政サービスの向上と効果的、効率的な行政運営が図られるものと考えております。

次に、検討課題についてであります。市では行政サービスの質の確保をしつつ、職員以外でも行える業務には積極的に民間活力を導入することと考えております。そこで、民間委託等につきましては費用対効果を踏まえ、民間委託等が可能な事務については選定を進める必要があると認識しております。

次に、空き家対策の現状についてであります。詳細な実態の把握はしておりませんが、年々、近隣居住者からの苦情や問い合わせが増加している状況です。市では、こうした苦情等に基づき、その都度、現場を確認し、管理が不適切な空き家については、所有者に対し、雑草の除去や土地・家屋の適正管理を依頼しているところであります。

次に、検討課題であります。管理不適切な空き家は保安上危険となるおそれや、衛生上有害となるおそれがあり、また景観上の観点からも周辺住民の生活環境にとって好ましい状況ではないものと認識しております。管理不適切な空き家に対する苦情等も増加していることから、今後、市内の空き家等の実態把握や、実施体制の整備についての調査研究が課題であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、再質問させていただきます。

まず民間活力の導入の必要からということで、この間、さまざまに取り組んでということであります。先ほど前の実川議員の質問でも、重なりますけれども、今、図書館などのことも含めて、行政、市としてさまざまなそういう検討をされてるということでもあります。

具体的などころで少しお聞きしたいんですけども、まず例えばその指定管理者制度を導入しても、委託であったり、民設民営とはいっても、例えばさくら苑などは、たしかかつて多額の土地代、もう当時とすれば本当に何十億円、すごいお金を出して市がある面、特養施設が少ないもんですから、援助して、そこで民設民営で行ってる。今回の総合福祉センターも同じような例だと思うんですけども、そういった場合のあり方ですね。つまり、それぞれのいろいろ形式はあるんですけども、それぞれの形式に対して、ちょっと私が、ちょっと不安というか心配なのは、どういう行政はかかわりを持って指導してるのか、その辺が大変気になってるところです。まず、そういった各委託のあり方について、それに対してどういう行政は指導、介入していくのかとか、こういった場合の導入に関しては市としてどういうかかわりを持つのかとかいう、そういった戦略的など言ったらちょっと大げさかもしれませんが、そういった観点での論議というのはどのようにされてきたんでしょうか。

○企画財政部長(並木俊則君) まず民間活力の導入に当たりましては、基本的に行政改革大綱に基づいてというようところが、やはりスタートということになりますが、その上位計画であります市の総合計画の中で、基本構想、基本計画、総合の下の実施計画というふうな形になりますが、基本計画の中でそれぞれの事業の推進、あるいは事務事業のいろいろな効率的、効果的な観点等も含めまして、それぞれの観点で今の状況に合った、またそれぞれの事業の効果を求めた場合に、最善の最適な方法はどうかということで、いろんな分野で民間活力の導入ということで、ここ、今までの歴史的な経過の中でも導入をされたというふうに認識しております。現在もそれぞれの計画あるいはそれぞれの導入の考えに基づいて、なるべく民間活力の導入を図り、市民サービスの向上に努めるということの大きな目標から、民間活力の導入を推進してるところでございます。

具体的には、今幾つかの施設が挙げられましたが、今までそれぞれの運営等を見てきた中では、当然のごとく、毎年それぞれの時期におきまして検査体制、チェック体制というのをそれぞれの分野、部署で確立しておりますので、そういうようなことに基づきまして毎年度、事業の更新をし、事業の推進を図ってるというような状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 具体性がちょっと乏しいかなと思いますので、申しわけない、さらに伺いさせていただきます。

例えば指定管理者制度に基づいて、今ハミングホールとか体育館等、あと福祉関係の施設も運営しております。その場合の担当というのは、それぞれの部署の担当者が実際その施設のほうの事業者と定期的に調整したりとか、いろいろそういうやりとりということでいいんでしょうか。

それと、あわせて実際に民設民営になっている場合の事業、それは先ほど挙げましたさくら苑もそうですが、今回の総合福祉センターもそうです。そういった場合の対応はどうしてるのか、その辺はどうでしょう。

○企画財政部長（並木俊則君） 全体ということですので、私のほうから御答弁申し上げますが、今市のほうで指定管理者制度の導入をしているところ、当然のごとく今、中野議員がおっしゃるように、毎日毎日の事業運営につきましては、市のほうで担当部署が決まっておりますので、担当部署のほうと調整、いろいろな項目につきまして検討の上、毎日事業を進められてるところでございます。それにつきましては、市長部局も教育委員会もそれぞれの担当のセクション、部署で対応してるというふうになります。

そこまでの決定の方法は、それぞれの決定の方法というのが今までもあったというふうに思ってます。最終的に導入というふうになっておりますけれど、先ほども申し上げましたが、そのいろいろなチェック体制、あるいは検査体制というのは、その担当部署だけではなく、庁内で別の組織もございますので、そちらも踏まえた中で点検、あるいは検査等ということでチェック体制は整えてるところでございます。それを踏まえまして、次年度以降、どのような形ですべきかということも検討しているところでございます。

それで、あと今お話にありましたさくら苑であったり、総合福祉センターは～とふるであったりというのは、それぞれ今まで市でやってまいりました事業、あるいは市が目標としますいろいろな事業を取り入れていく中で、一番いい方法は何か、そのときの状況をいろいろ勘案しまして、最終的に結論を、そういうふうな今の形に求めたということになりますので、それぞれ個別については具体的に今、私のほうではそれぞれの施設の決定の方法等は把握してございませんけれど、いずれにつきましても法令等に基づき、また内部のルールに基づき決定をし、運営も行ってるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 基本的なことは確かにそのとおりだと思うし、それは了解できる話なんですが、ちょっとやっぱり個別の話でないとわかりづらいかなと思うので、その点をちょっとお聞きします。

かつてですね、ちょっともう大分、10年前ぐらいですか、もうちょっと前かな、さくら苑でちょっといろいろ不祥事が起きて、そこでマスコミ沙汰にもなって大変な騒ぎになりました。そのときは、基本的には事業者自身は完全に民設民営で民間の事業者がやっていますから、いろいろ対応は、なかなか市としてどうしたのかなとちょっと私も疑問に思ってたんですけど、そういった場合のとき、あのときは結局、行政としてどういふかわかりを持って、どういう指導をされたのかとか、そのときのことから、たとえ市内のそういった民間の事業者が、いわゆる社会福祉法人なりそういったものが運営してるものでも、やはり市全体にいろんな悪影響を及

ばすとか、いろんな問題を起こしたときの対処の仕方とか、その辺はどう論議されたかとか、その辺は教訓化されてるんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今具体的なお話ということで、議員のほうから10年前に起きましたさくら苑の虐待事件のことが出されました。その当時、さくら苑につきましては、特別養護老人ホームということでございましたので、老人福祉法に基づく高齢者虐待事件というようなことと、介護保険法に基づく施設というようなことで、市と東京都で、東京都が介護保険法と老人福祉法の指定の権限があるということで、東京都が中心になって、市もそこに一緒に指導、検査等に入りまして、それから相当期間において指導し続けて、今現在はもう改善に至って、健全なる運営を今もしていただいているというようなことでございます。

そのときどうされたかというようなことで、長く御経験のある議員の方々はまだもう御存じであろうかと思えますけれども、その当時から議会のほうで全員協議会などを開かせていただいた上で、その中で法人に来ていただいて、御説明等いただいたりというようなことで、その都度、私どもとしては法人と東京都と連携をとりながら、適切に事案の解決に向けて図ってきたということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 経過としてはわかりました。

ただ、ちょっと1点だけさらに伺いたいのは、さくら苑さんの場合は、今法制度も変わった中でも、まだ他市の事業運営もされてるから、その監督権限というのはやっぱり東京都のままなのかと思うんですけども、そういった場合、結局、東京都の指導によってあそこの当時の理事会といいますか、内部がいろいろ変わってきて、そういう検討、改善がされたと思ってるんですけども、そういったときに市としても、そういう何らかの権限といいますかね、提言するような余地があったのか、またかかわり方としていろいろな指導体制ができたのかどうか、その辺はどうだったんでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当時、10年前のことでございますが、当時、東京都のほうで、先ほど御説明させていただきましたとおり、現在もでございますが、特別養護老人ホームの設置権限は都知事でございます。また、介護保険法に基づく特別養護老人ホームの指定の権限も東京都知事が持つてるということで、指導とか勧告とか、そういった権限については今も東京都のほうを持つております。

当時は、東大和市は所在地の市ということと、被保険者が多数入っていたというようなこともございまして、また介護保険法では市も指導検査に入れるということでございますので、東京都とともに指導に入ったということでございます。

また、それとは別に市といたしましては、施設整備費補助というものも出していたことでございますので、そちらのほうの観点から適切に運営をするようにというようなことで、指導を東京都と一緒に連携を図りながら行ったというような経過がございます。

なお、これにつきましても、当時、議員の皆様にはその都度、御説明はさせていただいてきたということでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） わかりました。

その場合、ちょっと私も、完全に民設民営で任せた場合の市のかかわり方、監督権限というのが、どこまで範疇が及ぶのかなというのが、ちょっとわかりづらいと思っています。これはまだ実施したばかりですから、何とも言えないんです。これからの展開を見守るしかありませんけども、東大和市総合福祉センター は～と

ふるなども、多少土地の提供はさくら苑のときと同様で、同じで、そこに民設民営でお願いしてるという形です。ここも単独の市内だけでやってる社会福祉法人なら、市のほうの監督権限も直接指導できると思うんですけども、やはりそうはならないのかなと。やはり東京都と一体となって対処をすべきなのかなと思うんですけども、その辺はまず何かいろいろな問題が、これ当然ないとは思いますが、生じた場合には、やはり市が直接、担当課が何か監督指導する立場にあるのか、やはり東京都と一体じゃないとできないのか、その辺はどうなんでしょう。

○福祉部長（吉沢寿子君） 総合福祉センターのは～とふるにつきましては、現在、市が委託で行ってもらってる事業の指導監督につきましては、これまでも長年この議会や委員会等でも御説明をさせていただいたところでございますが、法人と市とで締結した協定におきまして、毎年度、事業年度が終了後、事業の利用や経理、その他の実施状況を市に報告するものとさせていただいております。市が定期的に事業の実施状況を的確に把握するというようなこととなっております。市の委託事業につきましては、委託の仕様書、それから委託契約書に基づきまして、適正に事業運営がなされるよう指導監督を行っていくものでございます。

また、補助事業につきましては、補助金を出してるということでございますので、補助金の交付要綱に基づきまして不正な用途に使用した場合は、補助金を取り消し、または返還を求めることができるというふうにされております。そのほかのいわゆる給付費等で賄われる事業につきましては、これはもう法律に基づいて指導監督の権限というのがそれぞれございますので、国であったり東京都であったり市であったりというようなことで、その中の役割分担の中で適切にそれぞれの機関と連携を図りながら行っていくというものでございます。以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 確かにそのとおりなんですけども、ちょっと具体的に主なは～とふる、特養ホームの場合は介護、高齢化ということもあるんですけども、障害施設としては～とふるの場合の市の委託事業というのが、今の話でも確かに、実際、主に行える就労継続支援B型の事業及び生活介護の事業は、今の話で、やはり給付事業ですし、国保連に関係するそういう事業ですから、そちらのほうで直接の権限云々という、またちょっと違うニュアンスだと思うんですよ。そうすると、市の実際、委託事業として直接かかわるということであると、実際それほど多くない事業ではないかと思っておりますけども、改めて具体的にちょっと市の委託事業としての内容を教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） は～とふるで行っております事業のうち、障害福祉サービスの部分につきましては市の委託事業は、地域活動支援センター事業、それから就労生活支援センター事業、これらの委託事業となっております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 実際はその2つですよ。就労支援も、これは就労支援センターとしての事業と、また就労移行支援とはまた別ですか。あくまで就労支援と、その辺がちょっとどういう関係になってるか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） ただいまの御質問ですが、委託の事業につきましては、就労生活支援事業を委託しております。そのほかの就労継続支援B型、あるいは就労移行支援、こちらにつきましては障害者総合支援法に基づく給付の事業という位置づけでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 実際は、これなぜこういうことを聞くかということ、やはり私、ちょっといまだは～

とふるそのものが、東大和市総合福祉センターって名前がついてるのが、どうしてもちょっと解せないといえますか、ちょっとどうなのかなと思ってるからです。つまり、実際現場に行くと、現地に行くと視察してもよくわかりますけども、やってる事業のほとんどは、もう9割以上といいますか、ほとんどの事業は、いわゆる国保連に基づく給付事業ですね、障害者総合支援制度に基づくそういった障害福祉サービス事業なんですけど、本当にごくわずかのそういった委託事業ですね。それを挙げているだけで、それが全体の市のってなっちゃうと、大半の方はやはりいまだいろんな業務はあそこでやってるんじゃないか、みんな福祉部のほうのいろんな業務が、障害の業務があっちに移行してるんじゃないかって印象を強く思ってます、どうしてそれでそうなんだということはいまだ聞かれます。

私も、ここ何回かのぞいてます。いろいろ、いわゆる施設の各障害団体が使える、のぞみ集会所があちらに移行したということもありますから、のぞいてますけども、やはりその辺の周知がちょっとどうなのかなと。まだまだ一般の方にはわかりづらいし、あそこの喫茶室もできてやっていますけども、入っていいんだかどうかよくわかんないという雰囲気は続いているもんですから、その辺のあり方はちょっと、本来そういう民間でいろんなお願いをしてやってる上は当然そうですけども、言ってみれば先ほど同じように土地の提供でいえばさくら苑もそうですけども、もう最初からさくら苑として、特養老人ホームとして、市のかかわりもあるけども、名称が違うから、さくら苑へ行って何でも聞こうという話ではないですね。多少市のことでわからないことは、相談にも乗ってくれる部門はあるのはわかっていますけども、だからちょっとその名称をつけてはいますけども、ちょっとその辺のあり方はもう少し検討したほうがいいんじゃないかと、そのように思っておりますけども、そういったことの市民なり、そういった話というのは来てるのでしょうか。また、そういう検討はされることがあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 東大和市総合福祉センターにつきましては、さまざまな経緯を経て、議員の皆様も十分御理解いただいて、さまざま御支援いただいたところでございますが、平成24年にまとめられました（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画に基づき整備をしてきたものでございます。この基本計画の中では、東大和市地域福祉計画の理念を具体的に実現する中核施設として位置づけており、現在の障害福祉計画等の中でも、そういった施設として市としては位置づけてるものでございます。そのため、市としては適切に「東大和市」という名称を入れることは、やはりそれはもう確実に入れていこうというふうなことで、これまで長きにわたりまして市民や議員の皆様にも御説明をさせていただいてきておりまして、皆様の御理解をいただいているものというふうに認識しております。

また、施設の整備に当たりましては、民設民営で行うということにつきましては、施設整備の過程で長らく、さまざま、いろんなところで御説明をさせていただいてまいりました。そのため多くの、特に利用者の保護者の皆様、今のみのり福祉園から移行された利用者の保護者の皆様の初め、議員の皆様も、それから市民の皆様、特に近隣のマンション管理組合等の皆様などには十分に御理解をいただいているものというふうに認識しておりますので、私どものところには、は～とふるの窓口を含めて、東大和市総合福祉センターが市の窓口ではないかというようなことでのお問い合わせ等は一切来ておりません。また、総合福祉センターでは、相談支援の事業なども行っている中、一部申請代行等も行っておりますので、市の事業の申請などの受け付けもしたりというようなこともありますので、東大和市という名前が当然入って問題はないというふうに私どもは認識しております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 部長の答弁はそのとおりだと思いますけども、まあ一言って言ったら変ですけどね、一貫して私はちょっと名称についてはずっとこだわった質問をさせてきております。それは別に私が個人というよりは、いろいろ各事業者の会合でも、しょっちゅうそのことが、問題が出るものですから、ぜひそれは訴えてほしいということでさせてきてもらっております。それはつけ加えておきたいと思います。

では、そういった観点で、つまりこの民間の事業者の中で、福祉行政に関して、とりわけ障害福祉行政に関してはは～とふるを拠点にすると、そういう今答弁ですから、そのもとで今後も運営していくと。そういった形で、認識でよろしいんですね。

○福祉部長（吉沢寿子君） 計画の中でも、先ほどからも御答弁させていただいておりますとおり、長きにわたりあそこのセンターの中で、障害福祉サービス等を行っていきながら、その他の地域福祉の拠点として位置づけるというふうにしておりますので、そういったところで私どもとしては、は～とふるの運営法人とともに適切に運営をしていただけるように、連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） それでは、ちょっと引き続き質問をさせていただきます。

この間の民間委託等を進めるに当たって、これは先ほど他の議員のときにも出てたんですけども、第4次行政改革に基づいてさまざまな取り組みを行ってるとことの一環だという話もあって、当然そのもとでさまざまな民間委託のことを進めてるとは思います。この民間委託も、当市の取り組みに関しては国の一億総活躍社会云々という、こういった動きとも連動してるものとして認識してよろしいんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほども午前中の答弁で申し上げましたが、今、中野議員のおっしゃるように、民間活力の導入については行政改革大綱、現在、第4次ですが、そのもとにいろいろな導入を進めてきているところということです。今国のほうのいろんな施策で、一億総活躍のこと、あるいは今も進行しております地方創生の中のまち・ひと・しごと、そういったいろいろな日本全国で展開します事業等も連動性がございまして、それぞれがそれぞれの分野でございまして、関連性を持たした中での事業推進というふうに考えておりますので、どこかの部分では接点があるというような形になります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

先ほど来のちょっとさくら苑や総合福祉センターに関しては、直接、民設民営といたしますか、土地は提供したけども、実際はそういう形での委託業務ということでの質問をさせていただきました。それに関してはちょっと見解を伺わせていただきましたけども、本来、今当市が進めてる指定管理者制度に基づく委託について、ちょっとより具体的なことをお聞きしたいんですけども、これはさきのところでも質問があったところですけども、地区図書館に関して指定管理者制度で導入していくと、こういう方向で話を進めてるとことでもあります。この図書館とか、こういうことに関しての指定管理者制度を用いるということに関しての、この間どんな論議をされてきたのか、どういう方向で位置づけてるのかお聞きしたいと思います。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 公の施設の管理運営のあり方検討委員会を所管しています事務局の立場で、御答弁をさせていただきます。

ただいまの地区図書館への指定管理者制度の導入についてであります。地区図書館につきましては、その課題といたしまして、閉館日の減、あるいは開館時間の延長といった部分が、市民の方から寄せられている要望として多く聞かれる。その課題の解決をする手法といたしまして、どのような手段がとり得るか、それについて情報収集、整理等をした結果、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の中におきましては、指定管理者制度を導入することが方向性としてよろしいという結果に至りまして、ただいま公の施設の管理運営のあり方検討委員会としての結果をまとめ、市長に報告をした後、所管部署である教育委員会、教育長に対し検討の依頼をしているという状況になっております。

以上であります。

○22番（中野志乃夫君） 今の御答弁ですと、開館日数とか開館時間の問題の観点を中心なような発言は先ほど来ありますけれども、図書館の委託問題というのは過去にもありましたよね。そのとき、その時点でなぜそういう委託問題にならなかったのか、そのときの理由は今回の理由とは違う内容からなんでしょうか。ちょっとその辺は、わかればいいですけど、教えてください。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 過去、図書館におけます指定管理者制度の導入についての検討の結果であります。確かに公の施設の管理運営のあり方検討委員会の中で一度方針をまとめまして、同様に図書館に対しての指定管理者制度導入を検討することを進められた経緯はあると存じております。ただ、現時点でそのときの結果につきましては、どのような理由で、その時点で指定管理者制度導入に至っていないか、至らなかったかということにつきましては把握はいたしておりません。

以上であります。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと私も図書館の指定管理者制度は、いい、悪いかというのは、ちょっと白紙状態でいろいろ資料を見て、ちょっと調べさせてもらってるところなんですけども。ただ、ちょっと今の答弁で疑問なのは、大変昔の二、三十年前の話じゃないんですよね。ちょうど2005年ですか——に委託提案をされて、ちょうど10年ぐらいの前の話ですし、その辺はその論議を踏まえて今回のそういう指定管理者制度の話があったのかなと思うんですけど、ちょっとそこはどうなってるんでしょうか。

○企画財政部副参事（遠藤和夫君） 以前の図書館の指定管理者制度の導入についての検討の経過でございますが、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の会議の概要でわかる範囲で申し上げたいと存じます。

平成23年8月24日に開催をいたしました公の施設の管理運営のあり方検討委員会におきましては、図書館の指定管理者の制度の導入の実施につきまして意見の交換等が行われました。その際に、図書館におきましては経費面の比較、あるいは期待できるサービス、休館日の減、あるいは営業時間、開業時間の延長等のメリット・デメリット等について検証することが話題となっております。

以上であります。

○22番（中野志乃夫君） ちょっと今お話になったのは平成23年という話だったので、ちょっと私がいろいろ資料で調べたものよりもまだ新しい内容のようです。ですから、ちょっとその辺がよくわかりませんが、ちょっとじゃ質問を変えますけれども、実は国の制度のね、国のそういう一億総活躍社会云々、地方創生の推進ということも連動してるということなんですけども、その中で国はトップランナー方式という形で、地方自治体に先行的にこういった業務は民間委託したほうがいいと、指定管理者制度がいいという提案をしていま

す。

しかしながら、つい最近の資料によると、なじまない分野があると。それで、その内容に関しては導入を見送ると言ってる中に図書館業務が入ってるんですね。図書館、博物館、公民館、児童館管理、それらは地方団体からさまざま意見聴取した結果、トップランナー方式になじまない。少なくとも導入は見送ると、そう出ます。これとの関係はどうなるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） その件に関しましては、今おっしゃってたのは平成28年11月25日に開催されました経済財政諮問会議、こちらのところだというふうに思いますが、その中で資料としまして、そのようなことの記述があるのは把握はしてございます。そういうような国でのいろいろな議論、あるいはその経済財政諮問会議の中のそれぞれの会議員の方の民間の有識者も入っておりますので、そちらのほうの意見等も承知しております。そういった中で、そのような議論、意見等も今後考えながら、先ほども申し上げましたように地区図書館の民間活力の導入、指定管理者の導入につきましては、総合的な観点から最終的に市長のほうで考えをまとめるというようなところになるというふうに思っております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 図書館業務のことにつきましては、以前から申し上げましたように、貸し出しと閲覧と、そして選書とレファレンス、この4つが図書館の基本業務だろうと。そのうち、選書とレファレンスについては、市でしっかりと主体的に管理できるような体制はしていかなければいけないということなんで。東大和市立図書館と言う限りは、日本中どこを探しても東大和市に関する資料は東大和市役所にあるんだと、そういう自負を持ってやってかなきゃいけない。そのためには、選書とレファレンスは基本的なもの、要するに市が責任を持ってやるものだというふうに理解してる。これは前にも議会の中でお話をさせていただいたかなというふうに思います。その辺のところ、どうしっかりと担保していくかということが、大きな課題かなというふうに思っています。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 今の市長の答弁だと非常にわかりやすいといえますか、ああ、そういう理由ですかということにもなります。つまり私も、何でもかんでも行政改革を進めればいいもんじゃない。全部民間に委託すればいいってなれば、別に公務員いらなくなっちゃいますし、効率性だけを追えばほとんどの職員は要らなくなってしまう。だけど、行政という立場、またさまざまに自治体を運営していく立場で、どうしても必要な部署というのは公務員がやるべきであるし、またそうしなければ行政がおかしな方向にいくというのは明らかだからこそ、やっぱり多少民間で、多少って言ったら変ですけども、民間に委託できるところは民間に委託するというのは、私は納得してるところです。

私も図書館に関しては、ちょっといろいろ資料を調べさしてもらおうと、結局、指定管理者制度にしたけど、やはり余り市民からも評判よくない、経済的な効率もよくない、そんなに削減にならないということで、また直営に戻してる例もかなりあります。つまり、やってみて、実際にはそれほど、効率のためにやったけども、うまくいかないという例もあるのでね。けども、その根幹としては、うちの市に、東大和の図書館に東大和市に関する市独自と言ったら変ですけども、詳細なデータとか歴史に関するものから含めて、いろいろ現状のものに関しても、そういう資料がきちんとそろってる、またそれを生かしていくんだという姿勢が必要だし、それはどうしても民間委託できない分野だと思うんですよ。つまり、一貫性が求められる。

ですから、その辺は、まさにそういう戦略って、先ほど最初に戦略って言ったのはそういうことです。私と

しては、例えば図書館行政のこの根幹はこうしていくという戦略のもとで、どうしてもこの部分が、切り離せない部分と、この部門はやれるという部門があるならばですよ、あるならばそういう検討もいいかなとは思いますが、ちょっとその辺の肝心なところはちょっとお聞きしたところですから、まず市長としてはそういう考えを持ってるといことは認識しました。

ただ、もう1点、どうなのでしょう、今回の提案でちょっと私もうんと思うのは、指定管理者にしないとその時間ですね、開館時間が長く延ばせないのか、開館日がふやせないのか、それはやりようによっては現状の職員体制でもできるんじゃないかなという気もするんですけども、その辺も論議はした上での提案なんですか。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど申し上げましたけども、地区図書館に限って言えば、閉館日が多い、それから時間延長と、これは市民から、ほとんどの市民、多くの要望があるという事実は認識してる。その上に立って、なおかつ図書館としての機能、先ほど言った内容ですね、それらをどうしっかり担保して、合理的な方法があるかというのを検討するということでありまして、その方法を何としても、いろんな選択肢の中から選んでいく、あるいは新しくつくっていくということも考えてもいいかなというふうにも思っているところです。

以上です。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の開館日、並びに開館時間の延長等についてでございますが、これまでも市民や議会からも、その拡充を、要望を受けてきております。そういう中で、今の職員体制の中では、なかなか拡大することはできないですよという答弁は、これまで繰り返ささせていただいてきたところがございます。そういう中で、今回市長からも文書をいただいております中では、そういう今の直営の職員体制で本当にできないか、再度検証することもありますし、そういう中でその指定管理者制度の導入というのは、やはり開館日、開館時間の増をするためには有効な手法であるというふうに考えてますので、そこもあわせて比較検討しながら拡充、どういうことができるのか、そういうことを考えて、これから検討を進めていくということでございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） まさに結論ありきではなくて、そこで十分諮って意見を聞いて、それをさらにもう一度検討するであるなら、私もそれは確かに手順としては間違ってるとは思いません。ただ、やはりその辺の情報ですよ、きちんと指定管理者制度にした場合、経費的にこれだけ削減額があって、こういう体制で臨める。あと今の行政、図書館行政でいえば、実際大半は言ってみれば非常勤職員ですよ。正職員がそんなに全部やってるわけじゃないですから、それらを踏まえて、それをいろいろ計算してみてもそうなるのかとかね、具体的な数値を出した上で検討はぜひしていただきたいと思うんです。それは、そういうことでお願いします。

それと、あと私もちょっとこの民間委託のことを取り上げた主の思いは、言ってみれば専門職制度の問題です。結局、図書館であれば司書である、博物館であれば学芸員でありますし、各専門職を当市の場合は、これは以前からもう東大和市の見解、決まってるんですけども、当市のように財政力の乏しい市では専門職制度はとれないと、言ってみればそういう資格を持つ職員も、結構市の職員に、正職員にいても、その部署にずっと配置することはできないという形で、結局なかなかその問題がうまくいかなくて、せっかくだったらより専門性を持った部署でもっと頑張ってもらいたいけども、その担当職員は常に五、六年で移動するというその問題があります。そのことをいろいろ踏まえて、より専門性の高い、そういう行政を行う。そういうものであるなら、私も民間委託等というのは有効性があるのかなとは、実は個人的には考えてます。その場合、実際、

これはまさに市の、東大和市がどういうまちづくりを行っていくかとも関連するんですけども、例えばそういう専門職をきちっと備えて、そのためにこういうまちづくりをするんだということの検討というのは、こういう行革、行政改革の中でもいいんですけども、この間、論議はされてきてるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） おっしゃるようにそれぞれの分野で専門的な知識が必要な業務、あるいはいろいろなノウハウを備えた職員が、それぞれの分野で、それぞれの職務でその力を発揮するというのは理想だというふうには思ってます。ただ、今、中野議員がおっしゃったように、私どもの今東大和市の全体の体制の中、組織体制の中、それとそれぞれの職員数、いろいろなことを考えますと、なかなか各部門にそれぞれの専門職を特化をして、その職員を100%配置したり、あるいは年数を長くというのは、なかなか人事上も難しいところがあるというはおっしゃるとおりでございます。そういうことも踏まえまして、民間活力の導入、細かく言えば指定管理者の導入や民間委託につきましては、そういうものも踏まえまして、今お話の中に出ておりました民間企業の専門的な分野でのその力をかりる、あるいは知識としてノウハウを活用する、そういうものも含めまして総体的に考えた中で、東大和市民にサービス向上を市として考えた場合は、どの方法をとれるかというようなことをいろいろ検討の上、今後、民間活力の導入を図っていくというのがもう前提にございますので、総体的な考えのもとに、東大和市にふさわしい民間活力の導入ということを最終的には結論づけるというような形になります。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） そういう検討もされてるということなんですけども、ちょっと具体的なことをお聞きしますけども、これは過去、いろんな団体、自治体がやって成功例、失敗例もいっぱいあるんですけども、やはりその専門、例えば東大和市のちょっと博物館の例でとれば、博物館の業務というのはもう多岐にわたって、学芸員がいてもなかなかその専門の分野でずっと務まるわけではないし、どうしても定年制がありますから、一定の年代になっちゃうと、その専門職の人がどんどん結局やめていくということを考えたときに、じゃ民間でそれにかわるものが例えばあるのか。そう考えたときに、なかなかそういう東大和市に限って、そういういろいろ歴史関係、詳しくて、いろいろ専門員がいっぱいいるということは普通はないと思うんですけどもね、逆にそうならば文化財団みたいなものを設立して、そういう方向で、例えば専門職、これは福祉財団でもいいんですけども、専門職を確保して、そこで一定のまちづくりの、うちの市の戦略のもとでそういったものを生かしていくとか、そういった論議は、この間されたことはあるのでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今の郷土博物館等の専門的な分野でのということでございますが、今回、今行政改革大綱のもとに、いろいろ民間活力を導入してるのは、それぞれ私ども内部で優先順位を設けてまして、今お話の中にもありました現在進むべき優先順位というのは、先ほどから話が出ておりますように地区図書館のことでありまして、やまとあけぼの学園、子育て支援センター、そういったところが今の東大和市の重要施策からいって、市民サービスの向上、あるいはいろいろな土地の利活用、あるいは建物の老朽化、そういったものも含めまして考えるべきが、そういった施設じゃないかということで、優先順位をつけて今検討してるということになります。

今おっしゃられました郷土博物館のというのは、現時点ではまだ具体的に内部でも話を、議題としてやるということがございませぬので、今後そういったことも、いずれは考えのもとでは出てくるかもしれませんが、現段階は優先順位をつけた中で事業の推進のほうを図ってまいりたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 私が今言ったのは、たまたま博物館を例に出しましたが、言ってみればそういう文化財団なり福祉財団みたいなもので、そこで専門職を担保といいますかね、確保しながら、言ってみれば一定の経験を持った人たちが、これは職員も含めてですよ、単に地域でもう定年退職以降はただ埋もれちゃうというんじゃなくて、それを生かすためにも、そういう制度が私はあるといいんじゃないかと。ただ、それは別にお金をかけろという意味じゃないです。そういう人材が、やっぱり今後のまちづくりにとっても必要だし、単に民間委託というよりも、よりそういった人たちの力を得て生かしたほうが、私は東大和にとってはプラスになるんじゃないかと思っているんですけど、そういう財団とか、そういったものを論議したことがあるかということではどうなんでしょうか。

○企画財政部長(並木俊則君) 私のほうの範疇では、施策を進める中、あるいは先ほどから申し上げております各計画に基づく事業の推進、あるいは細かく言えば今ここでお話ししている行政改革等、いろんなことの中で総体的にいろいろ事業を進めていくというのは今申し上げました。今、中野議員のほうでおっしゃいました各分野で専門性を持った部分で活用する場に、財団の成立とかというような、そういう手法がそれぞれの分野で、それぞれの事業で必要とすれば、当然内部で論議にもなりますし、いろいろな方法を考えた中で、そういうものが必要であれば、そういうふうなことを考えていくというふうになります。現段階では今おっしゃいました分野についての財団の設立云々というのは、庁内で論議したことはございません。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。

私とすれば、やはり指定管理者制度云々、そういう民間委託等のあり方の中で、やはりそういったものも踏まえて検討していただきたい。つまり、かつていろんな自治体でそういうのをつくって、失敗してるのはやたらお金かけ過ぎて、器を大きくして、言ってみれば職員の第二の職場みたいな形で設けて大体失敗してるんですけど、そうじゃなくてより専門性のある人たちを確保していく、そういう場、その専門性を生かす形で福祉であっても、まあ文化行政、さまざまな分野でも生かせることはあると思っております。そういったことも、ぜひ検討していただきたいと思っております。

この問題は以上です。

次に、空き家対策についてですけども、この空き家対策に関しては、現状まだ実態把握ができてないという認識でよろしいんでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 実態把握の関係でございますが、現時点では把握はしてございません。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) これが、私が見ても市内何カ所か、明らかにその家に人が住んでるかどうかわからない。住んでる可能性もあるんですけど、その家が荒れ果てて、木が隣の民家のほうにいつちゃって、以前、私はある方から相談を受けたときは、もうちょっとその隣の方のうちの余りにも荒廃してて、一応、住まいの人は夜中にちょこっと帰ってくるみたいなんだけど、話しようがなくて、余りにも木が自分の家に倒れかかってきているのが怖いから引っ越しますという相談を受けたこともあります。つまり、そういった住んでるか住んでないかよくわからないけど、ほとんど空き家状態になっている家が市内でも何カ所か散見されるんですね。これはどこが担当するのかよくわかりませんが、その辺の実態把握と、そういう指導というのは、なかなかこの間、行政としてはやってきてないでしょうか。それとも、単に統計的に調べてないというだけなんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 基本的に今御質問者がおっしゃいましたとおり、まず最初に空き家か空き家じゃないかというところが問題になってくると思います。一般的に今回の空家等の対策の推進に関する特措法ですね、こちらの中でも空き家の定義というのは出ておりますけれども、簡単に言ってしまうと、一般的に年間を通じて使用の状況がないような住宅というようなことで言われているところでございます。

私どものほうでは、防災安全課のほうで、そういった雑草ですとか樹木、そういったものの繁茂、そういった形の中でクレームが入った場合には、直接職員のほうが現場のほうに出向きまして、その上で所有者等を割り出し、極力その所有者の方とコンタクトをとって対応をお願いしているというような状況でございます。住民の方がいらっしゃるといような、空き家じゃないような場合、例えばそれが、樹木が道路側に出てしまったとか、そういうことであればそのケースによって道路交通の障害になるということでございますので、担当課のほうから所有者の方と連絡をとって処理をしてもらうということで、いずれにしてもそういった形での対応はしているところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

今の答弁ですと、そういう対応はしてるけれども、統計的にそういう実態がどのぐらいあるかは把握してないということなんじゃないかな。それは、それであればいいんですけども。

私としては、ちょっとこの空き家に関しては、前の任期のときですけども、たしかやっぱり空き家の相談の苦情といいますかね——があつて何とかならないのかと。ほかの議員からも空き家条例とか、そういった話もありました。ただ、そのとき市のほうとしては、具体的にその問題のお宅の所有者を探しているいろいろ検討していると、待ってくれという話があつたと思います。あのときは結局いろんな論議の上、空き家条例等は設立に至らなかったと思うんですけども、そういった問題はその時点で解決したのか、さらにその後、空き家条例とかする必要性はあるのかなのか、その辺はどうなんだろう。

○総務部長（広沢光政君） 今御質問者がケースとして出された案件でございますが、私も聞き及んでおります。結論としましては、そのケースにつきましては、私ども職員のほうが所有者の方と連絡をとりまして、ちょっと遠方にお住まいの方でしたが、いろいろと時間はある程度、一定かかりましたけれども、最後には遠方までうちの職員も出向いたり、そういったことを行う中で信頼関係も築かれ、所有者の方がきちっとその辺は対応していただいて、樹木の伐採等、塀の関係等、行ったということで、今現在もそういう関係でいるところでございます。その条例の関係でございますが、先ほど申し上げました空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらが平成27年の2月だったかに施行されております。現在では、この特措法の法の定めの中で私ども行うことができますので、そちらのほうでとりあえずは準拠して対応していけるというふうな認識でおります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そうであれば、市のほうでその特措法の関係で対応できるのであれば、ぜひそれは進めていただきたい、少なくとも私が見た中では、まだ本当に、これの家、放置しといたら、本当にもう隣はもちろん道路のほうにも木が倒れかかってきて危ないんじゃないかという家がまだ散見されますから、ぜひともその辺は担当課のほうでいろいろ回って、指導していただきたいと思います。

以上で、私の一般質問は終わりにします。

○議長（関田正民君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、関田 貢議員を指名いたします。

[8番 関田 貢君 登壇]

○8番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、8番、関田 貢です。平成28年第4回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、1番、人口・世帯数の推移についてお伺いいたします。

厚生労働省は、2015年の人口動態統計を発表されました。1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は1.46で9年ぶりに下がったと、前年比を0.04ポイントに上回ったと。1.45を超えるのは1994年以来、21年ぶりとして発表されておりました。赤ちゃんの出生数も5年ぶりにふえたが、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は、過去最大の28万4,772人を記録しました。人口の自然減は、1899年に統計をとり始めて以来、最大の減少幅を記録されました。出生数は増加しましたが、死亡数が戦後最多の129万428人になりました。東大和市の平成28年1月1日、住民基本台帳による人口は8万6,001人で、対前年度増減率、マイナス0.1%で高齢者は2万1,815人で25.3%になっております。

そこで、3点についてお聞きいたします。

①当市の人口・世帯数の推移について、どのように捉えられているか。

②高齢者世帯数の推移についてお伺いいたします。

③障害者人口については何人ぐらいになるのかお伺いします。

2番として、良好な住宅環境についてお伺いいたします。

住宅市街地において、地震、水害等の災害や防犯に対する安全性を確保し、安全で安心して暮らすことのできるような居住環境を整備して、人や環境に優しいまちづくりを実現していただきたく、何点かについてお伺いいたします。

①都市の骨格形成の目指すところはどのような計画があるのか。

②土地利用の誘導についての計画について。

③適正な住宅の供給について、それぞれの目標はどのような計画になっているかお伺いします。

ア、公的住宅の供給についてお伺いします。

イとして、民間賃貸住宅の供給について。

ウ、持ち家取得と更新の促進について。

エとして、高齢者・障害者に配慮した住宅の供給についてお伺いいたします。

3として、住宅ストックについてお伺いします。

平成20年住宅・土地統計調査の結果によると、市内には3万5,920戸あり、居住世帯のある住宅が3万1,630戸、居住世帯のない住宅が4,290戸となっておりますが、平成28年度の状況についてお伺いいたします。

4として、市営住宅についてお伺いいたします。

①市営住宅は昭和32年から34年にかけて、4団地で木造平家建てを合計55戸建設して運営してきました。建設から50年以上経過した現在では、新たな募集を行わず、23戸管理していますが、老朽化が進み、改善に向けた検討が必要と言われております。市営住宅の再生について、福祉住宅に変更し、親なき人の家にする計画としてはどうかと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

5番として、東京街道団地の跡地についてお伺いいたします。

①東京街道団地の整備方針（案）に示されている後期建て替え計画戸数約660戸は、本市では必要はないのではないか。市の考え方をお伺いいたします。

以上、質問をいたしました。答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。

〔8番 関田 貢君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、人口・世帯数の推移についてであります。本市はこれまで都心から1時間の通勤圏内に位置していることから、住宅都市として発展してきました。特に近年は市の南部地域での集合住宅等の建設により、人口・世帯数はともに増加してきました。住民基本台帳の数字で比較しますと、平成18年1月1日では、外国人は含んでおりませんが、人口は8万77人、世帯数は3万2,613世帯でした。平成28年1月1日では、外国人を含んでおりますが、人口は8万6,101人、世帯数は3万7,966世帯で、この10年間で人口で6,024人、世帯数で5,353世帯がふえております。一方で、平成28年1月1日と平成27年1月1日を比較しますと、世帯数は224世帯ふえておりますが、人口は61人減少しております。このことから、人口の動向には今後注視していく必要があると考えております。

次に、高齢者世帯数の推移についてであります。平成28年11月1日現在の高齢者世帯数は1万342世帯であります。高齢化の進展に伴い、高齢者世帯数は年々増加しております。

次に、障害者の人口についてであります。平成28年11月1日現在、身体障害者手帳所持者が2,665名、愛の手帳所持者が684名、精神保健福祉手帳所持者が735名、合計4,084名であります。

次に、都市の骨格形成の目指すところについてであります。都市マスタープランでは、都市の構造として多摩湖及び狭山丘陵を緑と水の拠点として保全を図ること、また交通結節点等を生活心、隣接市や市内の生活心を有機的に結ぶ軸として幹線道路等を都市軸に位置づけ、市の道路網の骨格、防災上の機能の整備、景観の向上を図ることを目指しております。このような構造と土地利用の誘導により、多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現を目指しているところであります。

次に、土地利用の誘導についてであります。都市マスタープランでは都市の構造の項で、土地の土地利用の方針を掲げています。多摩湖とその周辺の狭山丘陵は、都市における良好な自然環境を次世代に継承するため保全しつつ、観光・レクリエーションの場として活用することを目指しております。その南の住宅地につきましては、大きくは複合市街地、住宅市街地に類型をとり、その中を幹線道路沿道複合市街地や低密度住宅地などの数種類に地区分けをし、各地区の特性に応じた土地利用の誘導を図るための方針としているものであります。

次に、公的住宅の供給目標であります。本格的な少子高齢社会、人口減少社会の到来を見据え、住宅施策の主眼は従来の住宅の供給から既存ストックの有効活用へと転換しております。このため、都営住宅につきましては東京街道におきまして、市内の元戸数分についての建て替えを進めているところであります。また、市営住宅につきましても、積極的に戸数をふやしていく状況にないものと認識しております。

次に、民間賃貸住宅についてであります。民間賃貸住宅の供給量は需要を主な要素とします住宅市場の影響を受けやすいものと考えております。したがって、今後の本格的な人口減少社会の到来を踏まえ、大きな伸びは期待できないものと認識しております。

次に、持ち家取得と更新の促進についてであります。平成25年住宅・土地統計調査によれば、本市の持ち

家総数は2万750戸で、主な内訳としましては新築住宅の購入が8,950戸、中古住宅の購入が3,060戸、建て替えが2,990戸となっております。このうち中古住宅につきましては、住宅ストックの活用を重視する観点から、住宅マスタープランにおいて中古住宅の流通促進を位置づけているところであります。

次に、高齢者・障害者に配慮した住宅の供給についてであります。障害者や高齢者のみの世帯は、家賃の滞納や入居中のトラブルに対する不安から全国的に入居制限が行われる状況が見受けられます。このような住宅確保要配慮者の実態を把握し、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅との連携を進めていく必要があるものと考えております。

次に、最新の住宅土地・統計調査の結果についてであります。住宅・土地統計調査は5年ごとに実施するもので、直近では平成25年10月1日現在で行っております。主な内容としましては、市内の住宅総数は3万9,160戸あり、そのうち居住世帯のある住宅が3万4,210戸、居住世帯のない住宅が4,950戸となっております。

次に、市営住宅の活用についてであります。市内には多くの民間住宅ストックや都営住宅などの公的住宅があります。加えて、東京街道団地には今後、約660戸の都営住宅の建設が予定されています。現在お住まいの方の状況も踏まえながら、今後有効な活用方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、東京街道団地の建て替え戸数についてであります。東京都は都営住宅を住宅セーフティネットの中核と捉えており、東京街道団地につきましては元戸数約1,900戸の大規模団地であることから、既に建て替え済みの約1,400戸に加え、今後660戸程度の建て替えを行う予定であると聞いております。市では、この建て替え事業を契機としまして、都市マスタープランに即しましたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（関田 貢君） どうもありがとうございました。

最初に、私は今回、この人口・世帯の推移についてお伺いしたのは、当市も少子高齢化の真ただ中にあるのかなど。当市は、国とよくその状況が似ているということで、私もこの子供の少子化問題については、市長も子育てのしやすいまちづくりということで、私も若いお母さんたちの環境づくりに力を入れたい。そして、今高齢化の社会で、ますます高齢化の人たちも孤独、ひとり、あるいは高齢者の老夫婦世帯が体が弱くて、公共住宅からやむを得なく、自分たちが住んだマンションが、階段があつて、それで自分の御主人が階段が上れないということで平家に移りたいといっても、その平家の環境がなかなか家賃が高くて、こういう年金生活にとっては大変だというお話を聞きました。そういうことで、当市ではそういう高齢者の環境、あるいは若いお母さんたちの産み育てられる優しい環境を、これからは構築していく必要があるのか、そういう思いで私はこの世帯数を見ますと、東大和市ではそのお母さんたち、若いお母さんのデータを、この27年度で私がこれを見ても、この統計調査の前年度住民基本台帳でも比較しますと、去年度と世帯は588増になってんですよ。そして、前年度と比較しても61名が減になって、世帯数だけはふえてると。これはどのデータを見ても、やはりそのような傾向がある。そして、具体的にこの中身を見ますと、私はこの人口の動き、東大和の分布してる。東大和の人口密度を見ますと、8,600人の人口密度にはなっていますけれど、東大和市は特殊なまちで、特殊なまちということは、先ほど狭山緑地の話をされていました。貯水池が約25%、貯水池にとられております。ですから、25%を外しますと、東大和市の13.54の面積が約13キロ平方になる。そして、それを25%で引いちゃいますと、延べ10キロ平方で1キロメッシュに、この8万人が住むというような東大和の実態なんですよ。現況は、そういうふうに見るのが私は正しいんじゃないのか、私はそう思います。

そして、東大和市のこのコミュニティ区域の8ブロックで見ますと、東大和市が一番その人口の伸びてるといふ言い方をしたらいいのかしら。桜が丘地域が1万4,298、次に南街地区が1万2,768名、そして3番目が向原地区で1万2,364名、そして芋窪・蔵敷地区が8コミュニティの区域で見ると1万1,089人、こういうような分布になってるんですね。ですから、1キロメッシュで物を見たときに、1万人を超えるというのは大変な密集地であるというふうには私は考えるんですね。

ですから、皆さんの桜が丘のこの区域で、人口と世帯数、そしてそういう世帯数が果たして東大和のまちづくりにふさわしいまちになるのか。そして、ここに南街地区、これは南街というときには、昔の瓦斯電があり、古い名称でいけば。そして、そういう瓦斯電の社宅が開かれたまちですよ。そういうまちの集大、そしてそれぞれのまちが、第一光ヶ丘住宅、あるいは第二光ヶ丘住宅が地区計画でできたまち、そしてその道路法も法律が変わる前は地域住宅で、古い住宅でいけば旧新堀が住宅ができた。その住宅ができた当時は、道路幅が4メートルで住宅ができました。じゃ南街地域の社宅は3.8メートル、あるいは縦横をやるともって、3尺道路とか90センチ道路とか、いろんな狭い縦横を見るとあります。そこを、こういう人口の世帯数を見たときに、私は見直す必要、現状認識をきちっと見た人口と、この世帯数の体系づくりを見直す必要があるんじゃないかというふうには私は思いますが、どうですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 　ただいま関田議員から、古くの開発等を含めて現在の人口密度と合わせた整備等の考え方が必要ではないかという御指摘だったと思いますけれども、近年、行っています土地区画整理事業とか、民間が行う開発事業につきましては、最近の基準に基づきまして、道路についても最低でも5メートルとか6メートルといったような一定の幅員の道路での整備が進んでおります。しかし、古くに開発されたところにつきましては、その当時の基準が4メートルであったり、4.2メートル以上ということが求められていたということもございまして、その基準に基づき整備されてきているところもございまして。そういったところは、自然とというか、当時の1宅地をどのくらいの規模にするかといった考え方は、今のように東大和市では最低敷地面積を120平方メートルであったり、110であったり、100といったようなものを、まちづくりの中できちんと基準として定めておりますけれども、地区計画とか用途地域で指定しておりますけれども、以前の開発の中ではそういったことがない箇所もございました。

と申しますのは、昭和の初めのころの開発事業につきましては、そこまで規定しなくても一定の規模の宅地、敷地規模で計画がされていたということがございます。ごらんのように、先ほども御指摘ございましたけれども、南街地域で宅地造成されたところにつきましては、200平方メートル以上の宅地を持ってたということもございまして、しかしそこが分割されるような事態になってきた、密集してくるというようなこと、防災上も危険だというようなことから敷地の規模について少し考え方を、市のまちづくりとして示していく必要があるだろうということで、東大和市では用途地域で低層住居専用地域のところにつきましては、110とか100、120といったようなことを行っておりました。その時代の社会情勢に合わせて、まちづくりの中で誘導していきたいという考え方を進めてきております。

また、先ほど人口密度で、それぞれの地域についてというお話もございましたけれども、関田議員おっしゃるように、東大和市の可住地というのは、貯水池やその周辺の丘陵地を除いた約10平方キロというようなところが可住地って言えるんじゃないかと思っておりますけれども、その可住地においても新青梅街道や青梅街道から北の部分と、また南街地域のようなところは土地の利用のされ方が違ってまいりますので、それぞれの地区、地域の特性に合わせた誘導的なものを考えていく必要があるんじゃないかというふうには考えてるところでございます。

ます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今私がざっと、こういうふうな問題点のところを、人口密度から見たまちの様子、あるいはそういうちょっとした今言ったところの何か所かが、1キロメッシュにしたらば1万人を超えてるということの例を言いました。

今度は本格的に基本計画に沿って東大和のまちづくりを見ますと、その基本計画は昭和57年ですか、できてから基本構想、そして基本構想では二次基本計画になり、基本構想が二次になり、第四次基本計画ができて、そして基本計画では4回目の基本計画が10カ年の中で行われて、この基本計画が今日きてます。そうしたときに、基本計画の中で、基本構想は夢あるまちということで、「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」をつくるんだと、将来の都市像と。そして、計画期間は第二次基本構想で平成14年から33年までだと。そして、このときの人口密度が9万人だと基本構想は言われてます。そして、その第四次基本計画が平成25年から33年と。それで、この基本計画というのは、私は20年は夢、そして基本計画が、10カ年の基本計画になるということは4回目ですから、この基本計画の中で同じような項目が改善されないのは何か原因があるんじゃないのか、見方が違うんじゃないのか。

それだけ、今私は高齢化ということで、人口問題、世帯数の問題は、世帯はふえてるけれど、人口が減少の社会に当市も向かってるんですよ。その向かってるデータを見ると、この東大和の年間で、平成27年度の人口増加で見ますと、自然増減数で出生が778人、そして死亡が780人ということで死亡のほうが上回ってる。そして、社会減少でいけば、転入が東大和の場合は3,231、そして転出が3,331で、100名から転出していってのが現実なんです。転出ね。そして、トータルで、東大和市は増加人口ではマイナス100人という数字が、平成27年度の人口統計なんです。こういう統計が、どの資料を見てもマイナスになり始めてるんですよ。

ですから、私はこの人口から見た基本計画や、あるいは基本構想をきちっと見直さなきゃいけないんじゃないか。基本構想なんかちっとも、この前と、極端な言い方すれば、私が思い出のあるのが、後で問題、触れまされけれど、ピア構想の問題、老人社会にいくんだということでは、第二次の基本構想、第二次か、15年から24、第二次の……。三次か、三次で中澤市長さんは、ちょっと二次、三次、ちょっと間違ったら訂正してください。中澤市長さんのときに、高齢者を迎えるということで、民間の借り上げたときに、芋窪にピア構想をつくったのが中澤市長なんです。そのピア構想をつくってから、二次、三次という基本構想の中では全然進展がないんですよ。しかし、高齢者が25.8%もなってる今日、基本構想からすると弱者、少子化の高齢化の時代に向かって、そういう人たちの部屋というのが今足りないんですよ。だから、東大和の10戸じゃなくて、僕は地域的に4カ所ぐらい高齢者のピア構想は必要で、市で私は作る必要があるんじゃないかと。

ですから、それと同じように、そういう人口統計とかいろんな変化が、東大和市はもう人口が伸びるんじゃなくて減少社会に入って、東大和はせっかく来てくれた人をどう足どめするかということの施策も、きちっと基本計画の中でうたっていないと、ただ少子高齢化の対策だけで足どめします。すばらしい子供の環境、産み育てやすい環境のいいまちだというだけのスローガンで、人が寄ってくるかということなんです。そこには経済社会が回ってきますから、東大和の地域環境はどうなのか、東大和市はせっかく狭山丘陵の緑豊かな自然がある、それを観光資源として、自然環境のいいまちに住んでみたいというお客さんをPRして足をとめなければ、100人からの転出、転入があったんじゃ、私はそこは原因はどういうふうな捉え方をしてるか、ちょっとお伺いします。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部参事（田代雄己君） 人口の増減数の分析ということで御質問をいただきました。

27年度、出生数、確かに778人ということで統計上の数字は出るところでございます。出生数につきましては、前年度692人ということで、産まれたお子さんの数自体は伸びてるということですので、恐らく集合住宅などの関係で若い世代の方々が入ってきて、そのお子さんが産まれたことによって出生数は伸びてるのかなというふうに考えてるところでございます。

また、死亡数も前年度は667人でしたが、27年度は780人ということで、こちらも同時にふえてるということでございます。こちらにつきましては、恐らく高齢化の影響で、高齢者の方々が比率的にふえてるからということではないかというふうに思ってるるところでございます。

なお、社会増減ですね、転入と転出の差ですけれども、マイナス100人ということでございますが、前年度までは847人、プラスでふえておりましたが、ここへきて100人のマイナスということで、私どももこの数字は慎重に注視する必要があるかなというふうに認識してるるところでございますが、原因までは分析はしてないところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 私が一番心配してるのは、人口世帯数の移行について、先ほどもデータを調べてみると、世帯数は伸びても人口は減というのは、もう東大和の環境、今の現状のままですと、人口推移では余り期待できないんじゃないのかと。現状認識をきちっとして、中身の分析をきちっとしておかなければいけないのかなと。そして、その高齢者の世帯数の推移についても、高齢者の東大和の世帯は3万8,104世帯の中で、高齢者が1万3,345世帯ですから、大げさに言うと3分の1が高齢世帯だというふうになるわけですね、世帯人口でいくと。ですから、高齢者の世帯政策をきちっと進めていかないと、先ほど、今答弁者も出生のところを見ると東大和は若いお母さんが来ると。来てる反面、一定の時期になると転出、転入がどっと出てかれちゃう。生産人口からいくと40から50代ぐらいの移動が多いんですね。

ですから、私はそういう人口政策、世帯数から見て、東大和の場合は施策がよほどヒットしないと、現状維持なのかなと、こういうふうに私は見て、それで障害者の皆さんが、先ほど私のデータで、資料を見ると4,400という数字だったんですが、市長答弁では4,084人という、障害者の人口もいらっしゃいます。こういう東大和の人口世帯が、この3万8,000世帯があって、そして8万6,000人の人口、それで高齢者世帯が1万世帯ということで、3分の1が高齢者世帯だと。障害者の皆さんも4,084人といらっしゃるとい、こういう環境を僕は維持していく当市の施策を進めていかなければいけないのではないのかと。私は、ここの推移を見ていく限り、この統計上でいきますと、基本構想でいくと9万人と33年に言われています。その9万人には遠いのかなと感じますけど、どうですかね。

○企画財政部参事（田代雄己君） 基本構想、第四次基本計画ですね、そのときの人口推計、平成23年度にとりましたけれども、そのときの推計ですと、おおよそピークが9万人近くまでいくのではないかというふうに推計しておりました。また、昨年、私ども、国のほうが人口減少社会に向かうということで、喫緊の課題という

ことで、地方創生の取り組みの中で人口ビジョンを作成させていただきました。そのときの国勢調査上の人口ですけれども、その推移から見ますと、平成32年をピークに、私ども8万6,000人程度で人口が減るような推計も出されております。この推計というのは、過去の伸び率などを参考にしてしておりますので、それに基づいた推計です。ですので、取り扱う年度によって、その推計の結果が異なってくるものでございます。ですので、一概に一喜一憂はできないところでございますが、いずれにしましても人口減少社会に向かうことが目に見えております。また、東大和市の施策としましても、人口減少を抑制していくという方針は、その総合戦略という形で昨年度つくらせていただいておりますので、今、関田議員からお話ありましたように、人口減少社会に向けた対策につきましては、今後きちんと検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、そういう努力していただいて、人口減にならない、プラス、増減になるような施策を新しく打ち出していないと、私は心配してる1人です。そういうことで、プラスになるような政策に努力していただきたいと思えます。

次に、2番目の今度は具体的に都市の骨格形成を目指すということについて、市長の答弁は、狭山丘陵を背にしたまちづくりだと、私もそう思います。それで、先ほど言われた東大和市の道路の、やはりまちづくりは道路が根幹であります。ですから、この東大和市は、道路といいますと、国道ありません。都道を中心とした都市計画道路とセットして、都道と都市計画を推進をして、きちっとそういう狭山丘陵を背にした都市計画道路を整備することが第1目的であると思えます。その都市計画道路を進めないと、東大和のまちづくりにおいては、道路問題について私は心配していますが、その都市計画道路を私はどのような計画で東大和の推進をしていくか、この辺をお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路の整備についてでございますけれど、現在、3・5・20号線の事業中でございます。こちらのほうも事業の終盤を大分迎えておりまして、事業の完了の見込みが大体ついてきたという状況でございます。そういった中で、ここで都市計画道路の整備方針の第四次事業化計画というものも策定が終わっておりまして、その中では優先的な整備といたしましては、次は3・4・17号線の現道と重なるような、その部分ということになっておりますので、いわば現在、3・5・20号線、最後のところでちょっと頑張り見せてやっておりますので、それを踏まえまして3・4・17号に着手できるような、そういった検討を進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○8番（関田 貢君） 都市計画道路が、村山大和線が一時終了し、そしていよいよ桜街道のことだと思うんですが、桜街道、ぜひ進めていただきたい。そして、これは市の都市計画道路の促進でありますから、そして新青梅街道の都市モノレールの延長ということで、これ都市モノレールの延長ということという、これ東京都のほうにお叱り受けるのかもしれませんが、武蔵村山の神明町までの平成9年度までの拡幅、新青梅街道の拡幅の事業についてはどのような進捗になってるかお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 新青梅街道の上北台から、武蔵村山の神明のところまでの事業区間中のものですけれど、今、北多摩北部建設事務所のほうで施行を行っております、用地買収、鋭意努力していただいているというところなんです。買収率につきましては、昨年度末では20%程度ということですが、今年度も何件か買収が終わっているようで、20%、ちょっと今の段階では超えているというようなお話も伺っております。北多摩北部建設事務所のお話を伺いますと、事務所としてもこちらの路線、これから優先的に事業を進めていき

いというようなお言葉もいただいておりますので、事業の進捗に期待しているところでございます。

以上です。

○8番(関田 貢君) ぜひ、都市計画道路がメインになりますので、東京都とすつとなって、市の都市計画道路の促進も、あわせて東京都と一緒に頑張って努力していただきたいと要望しておきます。

2番目の土地利用誘導計画についてということで、この用途地域の指定については、今の東大和で開発をするということについては、先ほど8コミュニティ区域を見ても、この用途地域のあり方、僕は見直したほうがいいんじゃないのかなというふうに思うんですが。

それはなぜかという、まず一番最初に問題点を挙げたいのは、桜が丘地域、これは用途地域は工業地域なんです。工業地域に住宅が建つということの論理はおかしいですよ。ですけど、それは用途地域の中で法律をうまく運用して、業者が建てられたから建てたというだけのことで、行政としては建つ位置をきちっと、用途地域のあり方、工場地域のあり方、東大和市の工場地域というのについては、これからの工場地域は雇用促進のために工場地域が必要なんだというのであれば、工場地域はきちっと守るべき。しかし、今のままの用途地域のあり方では、工場地域とすれば、生産性が悪い、会社としては赤字だと、土地が広ければ土地を売って安いところへ行かれちゃう。だけれど、生産性や地域の道路事情がよければ、東大和に雇用促進として残っていただく会社になるように環境を整備するというのも必要だと私は思うんですよ。そういうふうに捉えたときの工場地域のあり方ということについて、今のままで工業地域の指定はいいんですか。再度、お伺いします。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 工業地域については、用途地域の指定と申しますのは、住居系、商業系、工業系といった類型の中で、それぞれ細かくもう少し分割しているわけでございますけれども、今関田議員から御指摘のように、工業だとか業務の利便の促進を図るといったのが工業地域の本来の目的になっております。過去、用途地域を指定してから、この現在指定してある地域に工場が多いといったのも、そういう誘導政策のあらわれになっておりますけれども、その後の社会経済状況の変わり方によりまして、企業転換が進んだということでございます。少しずつ工場が廃止されてというようなときに、その工業地域のあり方といったものを過去に市でも検討したことがございますが、そこを工業専用地域にして、もっと工業用途に限るといったようなことも必要ではないかという議論も一時はございました。しかし、土地所有者の方たちが、そういった同じ方向に全体が向かなかったということがございまして、少しずつ土地利用転換がされ、住宅系に共同住宅等が建ってきたというような土地利用転換がされたがために、実は今度そこをほかの用途に変えようとしたときに、工業地域だからできた建物が既にできているというところに対して既存不適格になる、または違反建築物になるような用途指定をせざるを得ないような状況になってしまうというような問題が生じております。そういったことから、市も何らかのことを考えようということで、用途の見直しよりも地区計画をかけて、住宅と工場等が混在できるような、お互いを認め合うような地区計画の検討ができないかということで、地元に入り説明会や懇談会を開いたこともございますけれども、やはりそれもなかなか思うようにできなかったということで、やはり土地所有者の方たちの権利を大きく制限する内容といったものについて、思い切った施策がとれなかったというのが1つにはございます。

今後について、貴重な工業地域です。必要な工場といったものもございまして、そこで営業している方たちも安心して事業を営めるようにきちんと環境整備をして、維持していくのが本来の目的ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番(関田 貢君) そうしますと、今部長が答えてるのが、土地利用法でこういうふうにして、昭和25年からこの市街地の建築物の変わって建築基準が施行され、昭和36年には三多摩の都市計画の大幅な改正が用途地域で改正された。それで、44年には都市計画法が施行された。それで、多摩湖と狭山丘陵の一部が市街化調整区域とか、市街化区域に指定されて、48年には用途地域で従来の居住地が第一種から第二種住居地域と3種類に分かれた。そして、商業地域、近隣商業、指定がえして、その当時、工業地域は、この資料でいうと83ヘクタールを指定を受けて、今日まで83ヘクタールなんですね。現実こういうふうになされたとき、基本構想の中で見たらば、83ヘクタールが工業地域の中にまだある。しかし、そこの中には住宅がもう建ってる。そしたら住宅と工業地域で住居混在化の用途地域でいいんだと、裏を返せばそういうふうな住宅区域なんだ。しかし、私は違うんじゃないのかと。基本構想、基本計画というのは、20年の基本計画を立てたならば、10カ年、10カ年で基本計画は変わってきているはず。それが依然として83年の基本計画がもう第四次、先ほど中澤市長さんは、昭和58年から平成4年が中澤市長さん、平成4年から14年が尾又市長さんの時代、そして平成14年から28年、そして28年から今日ということで四期の基本計画がある。その基本計画の中で、雇用政策を進めるんだということであれば、工場地域は拡大しなきゃいけないとか、工場地域を呼ぶんだということで、この東大和の工場地域の歴史は、町のときに根岸町長時代をさかのぼれば、都内から会社を誘致してきたんですよ。そういう誘致したときの土地が83.3ヘクタールだったんですよ、当時は。だけれど、その区域が83ヘクタールのまま残って、そして工業と住宅を認める、住宅工場地域を認めた混在化の地域にしたということであるならば、やはりこのところは工場地域は一部外し、住宅地域に改めなきゃいけないんじゃないですか。10カ年の基本計画で、10年、10年、変えていくわけですから、基本構想は20年の夢ですから。そして、20年の夢が10カ年でおりてきて、それで3カ年の実施計画で実施をするということの歴史をきちっと積み重ねてくると。83ヘクタールの工業地域のままで、今日、流れてきてるんですよ。そういう基本構想でいいんですかということ。です。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま工業地域が83ヘクタールということですけど、現在は71.9ヘクタールの指定になっております。当初、指定したときはもっと広範囲が工業地域になっていたと思いますけれども、何回かの用途地域の見直しのときに、現状の土地利用に合うような形で、変更できたところについては少し変更していったという経緯もございます。そういったことが可能だったと申しますのも、そこに建っている住宅や、また隣接した区域に建っている建物に影響がなかったというようなことを調査し、区域を狭めたというようなことを行っています。ところが、現在ある区域の中には、既に工業地域で、そのときには高さ制限がなかった、または北側斜線の制限もございません。そのような建築基準法上の規定の中でできた建物に対して、違反建築物となるような用途の見直しというものが、私権をそこまで制限することがいかなものかといったようなことから、現在は全体的に絶対高さを定めたり、または場所によっては地区計画をかけて、工業地域ですけれども、工場にしないというようなことをやりながら、共存を図っていかうとしてるところでございます。したがって、またゾーニングといった用途地域の指定につきましては、指定方針、指定基準の中でも一定の範囲、一定の面積ですね、大きさを指定の基準にしておりますので、余り狭い範囲での用途の改正といったことも難しいという技術的な問題もございます。そのようなことから、今後につきましては地区計画等を考えたり、周辺の皆様と一緒に共存していくといったことを共通の意識として持てるようなまちづくりを、進めていく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 工場地域のことについては、そういう住工混在化の住宅事情、これは用途地域の中ではこういうスタイル、基本構想の基本計画の中に、こういう表示があるということは、僕は好ましくないと思いますよ。そして、僕はこういう用途地域の工業地域を初め、僕は古い建物を、このまちを見て、このまちは変えようのない、むしろ昔のつくられたそのままを生かすというまちづくりが、これから必要ではないのかなというふうに僕は思いますよね。それは、南街地区が5丁目、6丁目の昔でいう社宅ですよ。あの社宅の道路整備は3.8メートルだったり、その道路の幅がまちまちですよ。その当時の区画事業では、それでまちができたんですよ。ですから、そういう社宅、南街地区の住宅、あるいはそれとやや似た新堀地区の旧新堀、開発区画事業が進まない区域の道路事情、あそこは4メートルで開発が進んだ地域なんですよ。ですから、4メートルの道路でまちづくりができてる。そこを地区計画で、車が通れなかったら、じゃ大型が通れるように5メートル、6メートルの道路を広げましょうといったって、都市計画道路と違うわけですから、そういうまちを実現するほうが私は難しいと思うんですよ。

ですから、僕は現状認識で、そういうまちづくり、東大和市のまちは、こういう先ほど東京都の法律が変わってきた。法律を言いました。そして、その法律の中で第一光ヶ丘も、第二光ヶ丘も、やはり4メートルから5メートルの道路、今度は広いですよ。そういうふうに、住宅のそのときの開発で100と200とできたときの歴史、その歴史のあるまちは、そのまままちを、まちづくりに応用するほうが、よりベターなまちづくりに僕はなるのか、そこのまちづくりを、周りに外周が来たときに新法で新しい法律の道路事情をセッティングして、そしてまちの共存共栄を図るというまちづくりのほうが、私は合ってると思うんですが、どうですか、その考え方。

○市長（尾崎保夫君） まちづくりについて、いろいろお話をさせていただいたわけですが、従来、過去についてのお話をいろいろと聞かせていただいたわけですが。私自身は、東大和のこれからということはどう考えていくかということが大切なのかなというふうに思っているわけです。先ほど関田議員も御指摘ありましたように、人口減少に向かっていくということで、まちづくりそのものも、これからは畳んでいくという、そういう考え方を持ってやっていく必要があるのかなというふうには思っています。

ですから、先ほど工業地域が8. 幾つかかという記憶は余りないんですけども、ただ少なくとも、これからいろんなものを、今までは拡大していくという方向で進んできた。現実問題として、基本構想なんか、あるいは基本構想や基本計画等は、どっちかといえばまだ拡大という形のを引きずってるかなというふうな思いはございます。ただ、これからそういうことはやっていけないということはもうわかりきったことですので、30年後の東大和の公共施設のあり方等を、今一生懸命やっているわけでございますけども、これにつきましては、これが最初の畳み方を示すことになるのかなというふうには思っています。

ですから、そういう中でしっかりとした方向性、将来のまちづくりということで、畳み方をどう示すかということが一番大切なのかなというふうには思っているところです。いろいろと細かいところを含めて、これから詰めていかなきゃいけないことがたくさんあるというふうに思いますけども、今後ともそんな思いを基本的に置きながら、まちづくりをしっかりつくっていききたいなというふうには思っています。

以上です。

○8番（関田 貢君） 市長、ぜひそういうまちづくりを目指すということで、この土地利用の誘導についての質問を終わります。

次に、適正な住宅の供給についての目標ということで、東大和市の供給状況を見ますと、東大和市では都営

住宅が3,000戸、公社住宅が2,000戸、市営住宅が23戸、こういう公的住宅があります。この公的住宅について、東大和市では都営住宅の建て替えが終わりました。そして、都営住宅の余剰地の問題があります。しかし、東大和市でこの都営住宅のあり方や公社住宅、そして市営住宅というふうになるわけですけど、都営住宅と公社住宅はもう東大和市にはこれ以上の住宅事情は私はないと思ってます。ひいて、僕はこの50戸あった市営住宅の23戸のこの土地利用は考える必要があると私は思ってます。ですから、この都営住宅や公社住宅の住宅についてのこれからの住宅事情で、東大和は今公社住宅は建て替えないんですが、都営住宅は建て替え終わって余剰地がある。そういうことを踏まえて、この供給住宅についてはまだまだ都営住宅は必要だと思いますが。

○都市計画課長（神山 尚君） 東京街道団地後期建替事業は、これから進められていくわけでございますけれど、東京都の考え方といたしまして、今後、約650戸、都営住宅を建設していくような、そういう計画が示されております。都営住宅は、もちろん公営住宅でございまして、公営住宅制度の趣旨と申しますのは、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を供給することにあります。また、昨今の経済状況、社会経済状況を受けまして、全国的に見ますと民間の賃貸住宅では、単身の高齢者、それから高齢者のみの世帯、障害者に対しまして入居制限が行われているような、そういった状況もうかがわれるところでございます。その理由といたしましては、家賃の滞納や居室内での死亡事故など、入居中のトラブルに対するそういった不安からでございます。このような中、市のほうの住宅マスタープランに掲げます重層的なセーフティネットの実現に向けて、都営住宅というのは貴重な役割を担っているというようなことで考えております。

以上です。

○8番（関田 貢君） 私は、ですからこの時期に、こういう都営住宅のあり方で、都営住宅が建て替えが終わり、余剰地の土地の利用についてはいろんな問題が、今これからは発生するというところで、東京街道団地の問題も、今当市では運動公園、そしてあと660戸を建て替えるというような問題があります。そういう問題を、ここの都営住宅で、ここの東大和の今の人口が、他市からの影響で、そういう住宅事情で、都営住宅事情でふえるより、私は戸建て住宅の促進のほうが、東大和市にとっては有効だと思うわけですね。ですから、もうこの都営住宅、あるいは公社住宅、こういう住宅事情については、現在の住宅事情で十分間に合ってる。ですから、こういう今度は余剰地をいかに市民に還元していただく施設をつくっていただけるか、これからの高齢者時代に向かって、福祉施策に合う施策をここで育てていただきたいと要望します。

イとして、今度は民間の賃貸し住宅の供給については、どのような分布になってますか、お伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 市内の借家の状況でございますけど、住宅・土地統計調査、こちらのほうで、ちょっと数字で申し上げますが、平成25年の住宅・土地統計調査によります市内の借家の総数でございますけど、こちらが1万3,120戸というような形になっております。このうち、民営の借家というのが8,100戸ということです。5年前の住宅・土地統計調査ですね、平成20年が民営の借家が7,060戸ということでございましたので、平成20年から平成25年の5年間で約1,040戸の民間の貸し部屋、貸し家が増加しているというようなことがうかがえます。これ住宅・土地統計調査、これはあくまで抽出の調査でございまして、推計値ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○8番（関田 貢君） 私が調べたこのデータいきますと、この当時は1万2,230戸、約38.7%の借家と。今25年度のこのデータ、そんなにデータのあれは違わないと思うんですが、今の話を聞きますと1万3,120戸ということで、やはり東大和の賃貸し住宅も、この時代、多くなったかと、25年度ごろね。こういうふうな住宅事

情の中で、今度は持ち家をウで調べたときの市長答弁では、私が調べた当時は1万8,360戸、58%の持ち家だったと。それが答弁では2万750戸にふえてきたということで、住宅もこういうふうに持ち家がふえるということは、非常に私はいいいことだと思ってます。このふえる中身をいろいろとデータを調べてみますと、その新設の住宅着工数は年間で当市では500から1,600戸、増減を繰り返してると言われています。そして、持ち家については、年間150前後はおおむね一定してると、建て替えがね、更新が。そして、貸し家は100戸から700戸の間に建設をされてると。分譲住宅は、200から1,200と大きく変動を繰り返してるといことです。そして、こういう持ち家の更新、あるいは当市でこういう、先ほど市長の答弁でも中古住宅を、これからは注視していくとお話ありました。東大和市では、中古住宅の転売が非常に盛んに行われてるといお話を不動産から聞いております。こういう持ち家取得と更新の促進についてお伺いしますが、こういう制度の切りかえ時期というのは、どういう時期が多いですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 住宅マスタープランでは、中古住宅の流通促進というような、そういったことも掲げております。それで、先月、ちょうど末に新聞の記事で掲載されておりましたけれど、題名としては「広がれ中古住宅」といったような内容の新聞記事でございました。これによりますと、国土交通省が中古住宅の流通促進に向けた後押しを本格化させているというような話もございまして、中古住宅の課題としましては大きく2点あります。1点目が品質への不安と、2点目が資金繰りですね、住宅ローンとの関係でございまして。この2点について、民間の力をかりながら国土交通省なんかも入りながら、今後検討していくような、そういう方針がここで示されております。これから中古住宅の活用は、空き家の減少にもつながっていくということで、そういった観点からも注目を浴びておりますので、こういった国が中心となって動き始めている動向も見まして、そういったところが転機となって、これから中古住宅の流通が進むような、そういった期待を込めております。

以上です。

○8番（関田 貢君） ぜひ、こういう中古住宅の、こういう行政では、こういう販売は、市報の中で東大和の中古住宅というのを紹介するということではできるとは思いませんか。広報紙を使って。その辺を、お伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 住宅政策の中で、そのようなことができるかというようなことでございましてけれども、やるにしても民間の業界と連携をとって、検索システムがありますよだとか、住宅を流通に回すためには質を維持していかなくてはいけないというようなことがございまして、そういう市報等について啓発していくというような取り組みは、市でもできると思っています。具体的な、どこにどうい住宅があるかといったようなことにつきましては、なかなか流通の中で回していくことを考えれば、民間の業界等にお手伝いいただきながら連携していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、この中古住宅を促進するためにも、何かいい手だてないかなということで、そういうような手だてで紹介したり、あるいはその品質とか資金面のことが、この中古住宅の問題についてはあるということならば、そういうような心配の種を改善して促進が図れば、この持ち家の取得と更新がさらに促進できるのかなというふうに思いますので、お願いしておきます。

エとして、今度は高齢者や障害者に配慮した住宅の供給についてお伺いします。

当市では、高齢者や障害者に配慮した住宅の供給については足りてるといことで、現況の状況など足りてるのか、そしてまた現況についてもお話をお願いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 高齢者住宅の現状ということでございますけれども、国が平成28年の3月の閣議決定で、新たな住生活の基本計画というところを示してございます。その中で、2025年までに高齢者人口に対する高齢者向け住宅割合を4%にすることとしてございます。これを当市のやつに、当市に当てはめると、現在の高齢者人口が28年の1月1日現在で2万1,815人でございますので、現状のこの指針になっているのが、いわゆるサービス付き高齢者住宅であるとか、有料老人ホームであるとかというのが前提でございますけれども、それで計算いたしますと、現状1.63%という数字が出てございますので、2025年という期間はございますけれども、現状ではまだ不足しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） そうしますと、今僕が調べたデータで、シルバーピア構想というのがありますよね。そして、都営住宅では向原アパート、あるいは東京街道に、向原では15戸、東京街道では30戸で合計45。そして、公社住宅では、既存住宅において、高齢者向けに住宅改造を、改造して実施をしてるということで、高齢者向けの住宅改善して、市民に利用しやすい住宅改善をしてるというお話を聞きました。そして、市はこの高齢者の住宅では、ピア芋窪、芋窪で10戸の借上げをしてるということで、僕はこの高齢者の芋窪のこういう東京都や公社は他ですから、市でできる、こういう高齢者や障害者に配慮した住宅供給については、芋窪のピア構想の10戸では私は少ないんじゃないのかと思います。これは少なくとも、高齢者になれば、自分の住宅で、自分の足で歩いていけるということであれば、少なくとも中学校の通える範囲内の最低、50戸ぐらいは僕はつくってあげる必要があるんじゃないかなと。そして、50戸と、あと40戸、少ないわけですから、そういう住宅配慮を僕は高齢者住宅を、僕、このピア芋窪みたいな、この住宅を4カ所、中学区域に僕はつくってあげるべきと思うんですが、その点どうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） シルバーピアでございますけれども、シルバーピアにつきましては高齢者に配慮した住宅ということで、手すりや段差解消、それから緊急通報システムなど的高齢者向けに配慮した設備を備えておりまして、緊急時の対応などを行う管理人さん、ワーデンと言いますが、その方を配置して実施するというので、財政的には非常に大きい負担となってる事業でございます。

今後につきましては、高齢者向けの住宅をどうするかということにつきましては、先ほど参事のほうからも御答弁させていただきましたけれども、国のほうが住宅施策ということで、その高齢者に対する住宅施策として、サービス付き高齢者向け住宅の推進などをさらに進めていくと。地域包括ケアというようなことで、2025年を目指して、そのサービス付き高齢者住宅のほかに、その近隣のところで体の状態がさらに悪くなっていけばケアを受けるとか、例えばそのグループホームに入るとか、老人保健施設に入るとか、特別養護老人ホームに入るとか、そういった流れ、ケアの流れで完結して、そこの中で生活できるようにというようなことも、今考えられておりますことから、当市の高齢者住宅の今後のあり方や施策の方向性につきましては、そういった動向も踏まえながら研究などをしていくようかなというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今の高齢者の入るという条件とか、あるいはこういう人たちの入る世相というのは、年々、私はふえてると思うんですが、皆さん、そのふえてる、この申し込み状況はどのような状態になっておるかお伺いします。

○福祉部参事（尾崎淑人君） シルバーピアの状況でございますけれども、こちらについてはほぼ満室状態です。空きがありますと、芋窪の場合は市が管理しておりますので、市のほうで募集をすると、応募はあつて埋まる

という状況でございます。都営住宅のほうについても、同じ状況であるということで認識をしてございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） ぜひ、この芋窪のピア構想のこの10戸のスタイルを、この中学校区に広げていただいて、地域の高齢者の皆さんに、こういう施設の必要な人に、僕はこの配慮した住宅供給について努力していただきたいと要望して、次の問題に行きます。

次のこの住宅、今度はストックですね。平成20年度の住宅の土地統計調査の結果によると、市内では3万5,920戸ある。そして、居住世帯のある住宅が、その中で3万5,920戸ある中で、居住世帯のある住宅は3万1,630戸、居住世帯のない住宅が4,290戸となっております。そして、28年度の状況についてということで、市長答弁では、東大和市では3万9,160戸ある中で、居住世帯のある住宅が3万4,210、そしてない住宅が4,950という市長答弁でありました。私は、このときの20年の資料と比べて、8年間で660戸も居住世帯のない住宅がふえております。この4,950戸の空き部屋があるということ、居住があいてるということは、やはり先ほども他の議員も空き部屋の再利用ということでいろんな提案がありましたけれど、東大和市のこの居住の利用方針、こういうものも、この490戸もあいてる部屋が8年間で660、さらにこれ毎年毎年、私はこういう状況がふえていくだろうと。先ほども世帯構造はふえてるんですが、人口減になってるといって、高齢者水準は上がっていくが、私はこういう住宅に住まわれない方がふえていくというふうに見てるんですが、皆さんの感想をお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 空き家の活用ということになると思いますけれども、先ほどいろいろと周辺地域、隣接してるところに迷惑がかかるといった例は、空き家の問題が顕在化してるところだと思います。統計上、出てきたこの数字の中には、あいているけれども、どのような状況であいてるかという状況までは含まれていません。問題があるようになっていくものについては、防災安全課のほうで、また市の土木課のほうで、影響がある部分についての是正を求めたりだとかいろいろしていますけれども、あいているという家自体、その性格とか性質ですね、どのような形であいてるのかということも、なかなか把握できていない、また把握も難しいこともございます。いろんな事情で、それが表に出てこない部分がありますので。また、活用といったことを考えた場合に、古い住宅であれば耐震性であったり、バリアフリーの問題であったり、いろんな環境基準的なところでも合わない住宅というのも多い部分がございます。貸していただけるというふうになったときには、それをどのような形で改善しなくてはいけないかといったようなことまでも、検討しなくてはいけないというふうに考えております。

先ほど来から出ております住宅マスタープランの中でも、やはり空き家を問題のある状態にしないためにも、中古市場で流通するような手だてを検討したり、また有効に活用するようなことを考えていく必要があるというふうに課題として挙げておりました。そういったことに今後は取り組んでいく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 市民の皆さんからは、この住宅、相続で親が東大和に住んでたと。しかし、自分の子供たちは他市に住んでると。こういう住宅事情の中でも、転売するとか、いろんなことで困るという市民がいらっしゃると思うんですね。そういうことの相談窓口って、当市はやってるんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現状では、一般的にその空き家をどうしましょうかということでの窓口というのは設けてございません。ただ、都市計画課等の窓口で相談があれば、その相談の内容に応じて適切な部署等

の紹介をしたり、改修についてどういう方法がありますよといったような相談に乗ることはできますので、具体的なことでお見えいただければ、そのような案内をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 今、私、東京都の事例で、東京都は区域が広いから大きな問題になるんでしょうけれど、東京都は空き家対策として、この12月1日からワンストップ相談窓口というのを設置してるんですね。そして、そこには弁護士などの専門家と協力して空き家の利活用を助言していくということで、空き家をどうすればよいかと、わからないという声をよく聞くということで、東京都のほうの問題は、そういう問題が多いから12月1日からワンストップの相談窓口を設置すると、東京都は言われています。ですから、こういうような東大和でも、こんなような事情があったらば、東京都のワンストップの相談窓口を利用されたいと思うんですよ。専門家が、弁護士をちゃんと配置してるということですから。ぜひ、お願いしておいて、次に行きます。

次に、市営住宅の中で、私はここに、親なき人の家にする計画としてどうかと思いますかということで、市の土地を長年、この基本構想では老朽化が進んでいる住宅の適正な維持管理に努めていますと。そういうような基本構想、ずっと書いてあるんですね、10カ年の基本計画では。そして、もう今四次ですよ、基本計画、発表になってるのは。その中にも同じようなこと書いてあるんですよ。ですから、この基本計画で、東大和市が福祉で市営住宅の空き地の利用実態が非常に少ないですよ。ですから、この住宅に僕はそういう親なき人の家を住宅でつくるということについて、住宅マスタープランの中で、そういうものをきちっとうたうべきだと思うんですが、このことについてはどうなんですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市営住宅につきましては、老朽化しており、既にもう耐用年数をはるかに超えている、50年を超えているというような状況でございますので、今後ほかの公共施設もどのようにしていくかということを含めて、考えていく必要があるというふうに考えております。また、住んでる方たちがおりますので、市の公営住宅として住宅を新たに建ててということよりも、先ほど来、議論になっておりますように、既存のストックが相当数あるといったようなこと、また市内には公的住宅が、都営住宅、公社住宅がございますので、そういった住宅等と連携する中で、新たに市が管理運営する戸数を経営していくということでなく、似たような政策がとれるのではないかというような考え方も担当課では持っております。そのようなことを具体化できるようなことを今考えておりますので、今おっしゃられたように、あいてるところに新たに他の目的の住宅をつくるといったようなことをやっていきますと、用地全体をトータルでどのような形で使っていくかといったようなことでの支障にもなってまいりますので、他の公共施設との扱いをどうするかというふうなこと等を含めて、総合的に検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 部長ね、先ほど市長が、この問題には検討してまいりたいと、こういうふうに言っていますからね。私は、この問題は親なき人の家を、私たちがつくってあげるべきだということで、僕はこの問題を、子供が小さいときに、そのお父さんと出会う、こういうのを大人になって、子供たちの自分が亡くなった後のことを心配と。僕は何年前かにも、この問題、取り上げました。そして、この当時はまだ市営住宅は、こんな論争がなかったから市営住宅じゃなくて、私は東大和、芋窪緑地、その当時は2,000坪ありましたからね。2,000坪の土地を、今半分、東京都に販売、買収しちゃいましたから、残った面積が1,719.47平米あるということですから、この521坪の土地に、私は前のときも、ここにつくって生活の拠点、あるいはそこで住居ができる、あるいは家から外へ出られない、庭で作業するという人もいらっしやると思うんで、いろんな障害、

軽度から始まって重度の人もいらっしゃる。そして、親がいない、亡き後は、その管理者が、どなたかがやるということで、市が土地を出す、民間の人もそこに費用のNPO法人的なことで、浄財を関田さん出してもいいから、私、何人かの仲間を募るから、ぜひ土地を市が提供して、一緒に私たちが亡くなった後、子供が安心して暮らせる場所を何とか探してほしいとか、あるいはその場所に市営住宅の跡地とか、そういう土地を有効に使わせていただきたいとかという、親が熱烈なプランが、そういう待ち望んでますよ。

ですから、狭山丘陵の土地を、昔は売却ということで全部の売却、そして東京都が買ってくれないから残ってるだけなんで、その使用目的もいまだに東京都も売却予定になってんですか、再度お伺いします。

○総務部長（広沢光政君） 今御質問にありましたのは、芋窪緑地の関係だというふうに認識しておりますけども、こちらにつきましては東京都が立川都市計画緑地第10号、東大和芋窪緑地ですか、こちらのほうに都市計画決定されたということで、市のほうとしましては、それを乱開発を防ぐという目的で先行取得し、東京都のほうに買収していただいて公有地化するというような計画のもとに取得したものでございまして、今御質問者がおっしゃったとおり、当初、平成4年、5年ですか、平成10年度、この3年度にわたって東京都のほうは買収を実施していただいておりますが、その後ちょっと今、買収が途絶えてるという状況でございます。市としましては、引き続いてこの芋窪緑地に関しましては、本来の趣旨にのっとり、東京都のほうに買収のほうをお願いしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 部長の話だと、これ、市長さんね、この買収という話について、私はこういう貴重な土地、市が買収求めるということは大変なことなんです、この坪数でいくと521坪あるわけですから。この土地を東京都に売るんじゃなくて、そういう福祉で困ってる人たちを助ける土地として生かすということが大事な視点じゃないですかね。その視点に立って、この東大和、その芋窪緑地の財産を東京都に買収計画を、今頓挫してるわけですから、それを地元に戻して、地元のために、福祉のために、この土地を再利用して、地元の福祉の皆さんにこの住宅をつくってあげるべきというふうには私は思いますが、その辺を再度お願いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 都市計画緑地の中に、緑地として保全していくという目的で取得してある土地でございますので、その土地については基盤整備的なことだとか、いろんなこともございますので、やはり緑地、保全目的とするほうがいいんじゃないかというふうに考えます。今、関田議員からおっしゃられるように、住宅の確保が困難な方、住宅確保要配慮者というふうに言われてますけれども、そういった方たちに対しましては、現在ある公的住宅や民間の賃貸住宅等と連携をとって入りやすい制度をつくっていく、支援制度的なものですね、民間と一緒にあってそういったことを検討していくということで、今後は対応していく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○8番（関田 貢君） 僕は、この芋窪緑地ということの問題は、これ歴史をきちっとしたら、この土地で緑地の保全のために土地を買ったって今言ってきましたけど、この当時、その目的、最初はそんな目的じゃなかったはずですよ。ここへ郷土博物館をつくるということが最初の目的ですよ、これ言っときますけれど。それで、あなたたちは自分たちの都合よくて解釈を変えるけど、それは歴史というのをきちんと認識して説明しなければ、とんでもないですよ、これ市民が聞いたら。市民がそういうことを思ってるから、ここ、この土地を、そういう住宅を、福祉政策をつくっていただけないかということをお願いされてるわけ。私は、土地を提案してるんじゃないんですよ。こういう土地を、市民が何とか今後、土地があるならば、NPO法人で、財源は私た

ちがつくるから、自分たちの子が、自分たちが亡くなった後、安心して過ごせる場所、つくってほしいという親からのお願いですよ。そういう親たちが、私はいろんな歴史を知ってます。しかし、そういう場所があるということも事実なの。それを緑のために東京都に売却をするということは、東京都のフィンガープランの歴史をきちっと言うと、鈴木知事の昭和57年のときに、みどりのフィンガープランに買ってもらえばよかったんですよ。そのときに、市が何で2,000坪の土地をあそこに買い求めたんですか。そんなことを、歴史が言えばそういうことになるんですよ。私は、そんな過去のことを言いたくないけど。

だけれど、そういう福祉の、親からすればそういう子供たちの、障害者を持ったお父さん、お母さんが、自分が亡くなったときの子供たちが安心して暮らせる場所をつくってほしいという強いお願いですから、基本計画の中に、どの計画書も、10年たってもそういうことがのってこない。ですから、そういう施設をつくるというのは、いろいろ難しい事情があると思いますよ。しかし、そういう人たちもNPO法人で自己資金を、私たち仲間で集めて、土地だけは何とか見つけてほしい、そういうふうにしるが住宅があいてんじゃないか、じゃ狭山緑地の土地もあいてんじゃないか、そここのところには何とかつくって、つくらしてくれないかよと、そういうようなことが始まってくれば、私たちは市民の声を議会へ通して皆さんにお願いするわけですよ。そういう声を、生の声を生かす方法で前向きに検討しないと、余りにも素直に聞くと詭弁ですよ、今の話は。みどりのフィンガープランのそういうことを、歴史をちゃんとやってたら、そんな言葉、出ないはずですよ。

再度、お願いします。

○副市長（小島昇公君） 芋窪の緑地につきましては、現実論としても、東京都に早く買ってほしいとお願いをしているのが事実でございます。なかなか予算の関係があって、ことし買いますよと、来年買いますよというお答えまではいただいておりますけれども、非常に何とかその実現に向けてお願いしてるということも御理解を賜りたいと。

そして、福祉政策につきましては、また福祉政策としていい方法が、どういう方法がいいのかなというのは、また別の角度で検討させていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○8番（関田 貢君） 前向きに検討をお願いしておきます。

次に、最後に東京街道団地の跡地の利用計画、私は戸数が東京街道整備方針（案）に示されてる後期建て替え戸数が660戸ということが言われております。この住宅については、私は先ほど住宅ストックの問題から触れても4,290も空き家がある。そして、不動産屋さんのお話を聞くと、東大和も空き家が多くなって困ってる。そういうような、いろんな困ってる事情の中で、東京都が、東大和は東京都全体から見れば住宅は足りないでしょう。しかし、東大和の土地事情の中で、東大和の中で住宅をつくるということは、それは利用があると思いますよ、他市から東大和に来るんですから。しかし、東大和の住民から見た都営住宅の660戸ということは、東大和の住宅事情からすれば4,290も空き家があるわけですから、ストックが。そういう事情から照らせば、私は660戸ということについては、はいはいってつくるんじゃないかと、半分にも減らして、その半分を減らしたら、市民にそのあいたところを福祉政策で都営地を活用するというようなことに頑張っていた方がいいと思うんですが、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 今回の関田議員の御質問は、人口から住宅環境、そして市営、都営の住宅等ということで、将来のまちづくりに対してという大きなくくりかなというふうに思っております。東京街道の都営住宅につきましては、地元の自治会の方、住んでる皆さんの御意見、そして東京都、そして市がこういうまちづく

りに、ぜひこういうものが欲しいよというようなことも、一步一步積み重ねて、今もう少しというところまでにたどり着いております。そして、本来ですと先にでき上がってるはずの向原の都営住宅のほうは、定借で個別の住宅ができるという計画が実現間近で頓挫をしたまま、今実現をしてないという逆転現象が起きております。そういう中で、住宅のストックは、実際に住んでない人が4,950戸できているという中で、8万6,000人の人口が、まち・ひと・しごとの人口ビジョンでいうと7万人近くなってしまうと、1万5,000人から減ってしまいますよと。そこを何とか8万人までにふやしたいというふうに考えておりますので、こういったストックをうまく活用して、いい施策によってよそから大和に住んでもらう。そして、市長の「日本一子育てしやすいまちづくり」という施策を展開する中で、子育てをするような方にもたくさん住んでいただいて、市に活気をつくるという政策をしておりますので、そういう中で総合的に判断をして、東京都にもお願いしていきたいと思っております。先ほどの御要望については、御要望ということで聞かしていただくということで、御理解いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○8番（関田 貢君） わかりました。

副市長のお話を聞いて、しかしこういう東京都の街道団地、あるいは東京都の高木団地の問題、戸建て住宅の頓挫してる問題、そういう問題も、東大和としては戸建て住宅、できれば財源的には豊かになります。そういうような財源的から見たときには、戸建て住宅のほうは歓迎します。しかし、いろんな住宅事情と、東京都と市の行政のやりとりがありますから、そのやりとりの中で市の主張するところは主張して、そして東大和にとって、市民に対してプラスになるような、市民にとっていい施策が実現できるように要望して、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時48分 休憩

---

午後 3時57分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（関田正民君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

[3 番 上林真佐恵君 登壇]

○3番（上林真佐恵君） 3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大きな1番として、日本一子育てしやすいまちづくりについて。

①保育園の待機児童対策について。

ア、保育需要について。

イ、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」と補正予算の活用について。

ウ、利用者や事業者、保育士などからの要望と市の対応など保育施策について。

②学童保育の待機児童対策について。

- ③就学援助について。
  - ア、利用促進について。
  - イ、拡充について。
  - ④給付制奨学金について。
  - ⑤給食費補助について。
- 大きな2番として、生活保護の申請と利用について。

- ①生活保護基準引き下げの影響について。
- ②当市における生活保護の申請の方法について。
- ③ケースワーカーの労働条件について。
- ④今後の課題について。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[3 番 上林真佐恵君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、保育需要についてであります。保育施設への申請者数につきましては、平成27年4月入園に際しての新規の申請者数は483人でありましたが、平成28年4月入園に際しての新規の申請者数は501人となっており、18人増加しております。市では今後も保育の受け入れ枠の確保に努め、待機児童を解消してまいりたいと考えております。

次に、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」と補正予算の活用についてであります。東京都は平成28年9月9日に待機児童解消緊急対策及び補正予算案を発表し、その後、平成28年第3回東京都議会定例会において補正予算案が議決されております。当市におきましては、この東京都の緊急対策事業を有効に活用することとし、れんげ第二桜が丘保育園及びふたば保育園の施設整備費補助の高騰加算に関する補正予算案、認可外保育施設の利用者負担軽減に関する補正予算案を御提案申し上げ、議決をいただいたところであります。今後も国や東京都の補助事業等を積極的に活用しまして、子育て支援施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、利用者や事業者、保育士などのからの要望についてであります。利用者の要望としましては、桜が丘地域での利用希望者が多いことから、平成28年10月にはれんげ第二桜が丘保育園を開設し、また平成29年4月にはふたば保育園を開設する予定で、利用者の要望に対応しているところであります。また、事業者からは保育士不足に対する要望におきまして、保育士採用推進助成金として人材派遣会社からの紹介料の補助制度を当市独自の施策として実施しております。さらに、保育士に対しましては、賃金助成であるキャリアアップ補助や宿舍借り上げ補助を実施しているところであります。

次に、学童保育の待機児童対策についてであります。待機児童対策としまして、児童館、学校施設において実施しておりますランドセル来館事業により、待機児童全員を受け入れているところであります。

次に、就学援助についてであります。市では生活保護基準の見直しに伴う影響を緩和するため、平成28年4月から認定率を引き上げ、対象者を拡大し、対象世帯の経済的負担の軽減を図っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、給付型の奨学金制度についてであります。現在、国では給付型奨学金制度の内容を検討していると

の報道がされています。また、東京都でもこれまでの支援制度等を踏まえて、独自の給付型奨学金について検討を進めていると聞いております。市では、関連制度の情報提供や周知が適切に実施できるよう引き続き情報収集を図ってまいります。

次に、学校給食費の補助についてであります。学校給食費の支払いが困難であるなどの相談があった場合には、就学援助制度の案内や児童手当からの納付など随時対応を図っております。また、現時点では学校給食費の新たな軽減や免除制度は考えておりません。

次に、生活保護基準の見直しの影響についてであります。国の社会保障審議会におけます検証結果や物価の動向を勘案し、5年ごとに見直しが行われてきたところであります。現行の生活保護基準は、平成25年8月から適用されたもので、世帯ごとの年齢や世帯人数で影響が異なりますが、生活扶助費に変動が生じたものであります。

次に、生活保護の申請方法についてであります。生活に困窮し、相談があった場合には、まず本人または親族等の方から生活上のさまざまな問題や実情を伺います。その上で、生活保護のしおりに基づき、生活保護制度の内容や仕組みを説明し、十分に理解していただくことに努め、申請の意思を確認しながら受け付けを行っているところであります。

次に、ケースワーカーの労働条件についてであります。生活保護制度では被保護世帯に対する生活再建や自立に向けたさまざまな支援が必要となっております。ケースワーカーの業務としましては、被保護世帯の生活、就業、医療相談など、生活全般にわたり多面的な支援を行っているものであります。

次に、今後の課題についてであります。国におきましては平成28年度の生活保護の適正な実施に向けた取り組みの一つとして、被保護者の就労による自立の支援を挙げております。市におきましても、稼働能力のある方に対しまして、切れ目のない就労支援や自立助長のための支援体制の拡充が必要であると考えております。以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 就学援助の利用促進についてであります。就学援助制度を必要とする方が、認定結果にかかわらず申請してもらえるように、制度を十分に周知してまいります。あわせて窓口や電話での相談の際には、丁寧な聞き取りや説明を行ってまいります。

就学援助の充実につきましては、平成28年度は就学援助の認定率をこれまでの世帯収入の1.3倍から1.45倍まで引き上げました。厳しい財政状況ではございますが、限られた財源の中で必要な制度として認識をしております。引き続き保護者負担の大きい移動教室等、修学旅行費や給食費等の実費支給を中心としながら、現行制度の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○3番(上林真佐恵君) ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番の日本一子育てしやすいまちづくりということで、保育園の待機児童対策について伺います。

アの保育需要についてということですが、保育園の待機児童対策ということで、これまでたびたび取り上げさせていただいてきたんですけれども、その中で特に保護者のニーズの高い認可保育園を増加してほしいということで、繰り返し要望してまいりました。市は、将来は少子化になるので、これ以上、認可保育園をつくる予定はないということで、これまで御答弁されてきたかと思いますが、その考えに変わりがないのかどうか、

まずは再度確認させてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 当市におきましては、認可保育園は現状の16園以外、つくっていく必要性を感じてないということを、市長就任以来、ずっとお答えしてるところでございます。その分、ただ保育の受け入れ枠につきましては、拡大の必要性は感じておりますので、その辺は老朽化した保育園の建て替え、それから移転、小規模保育の新設等により定員増を図り、保育需要に応じていく予定でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 確かに現在の国の政策等から見ても、今後、少子化が進んでいくということは間違いないかなとは思いますが、では保育の需要はどうかという点に着目してみたいと思います。

当市でも御答弁ありましたけれども、待機児童解消のためにさまざま努力をしてこられたと思いますし、その点については評価をするものですが、現在、待機児童は残念ながらゼロになっていないということで、この5年間の保育定員の人数と申し込み者数の推移を教えてくださいませんか。

○保育課長（宮鍋和志君） この5年間の定員数と申し込み者数の推移ということで御質問いただきました。

5年間でございますが、まず定員数でございます。平成24年4月時点で1,747人、25年の4月時点で1,768人、26年の4月時点で1,900人、27年の4月時点で2,028人、28年の4月時点で2,183人ということで、定員をふやしてまいりました。

なお、申し込み者数でございますが、新しく新規に申し込むという方の人数でございます。平成24年4月の時点で503人、25年4月の時点で510人、26年4月の時点で546人、27年4月の時点で483人、28年4月の時点で501人。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育施設の定員数というのは、かなりこの間ふやしていただいて、増加してるということなんですけれども、待機児童がゼロにならないということは、やはり需要がふえているということだと思います。特に平成27年7月に子ども・子育て支援新制度が導入されて以来、平成26年から27年にかけての保育施設の申し込み者数というのが、これ国全体ですが、13万1,000人ということで、前年比で249%、2.5倍にまで急増しているということから考えても、昨今の共働き世帯の増加や、あと新制度によって保育園に預けて働きたいというニーズが掘り起こされたことによって、保育需要がふえているということだと思います。当市においても、単純に子供の数ということではなく、需要ということから保育定員を計画的にふやす必要があると思うんですが、これらの推移をもとに、今後の保育需要の見込みについて市の認識を伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 保育需要の市の認識についてでございます。

確かに保育施設を整備すれば、掘り起こしますので保育需要が一定数増大する傾向がございます。ただし、東大和市の人口構成を単純に見たときに、本当に転入転出が一切ないと仮定した場合ですけれども、5年後は出産される方が一番多い25歳から34歳の女性の人数を鑑みますと、大体10.2%ぐらい減少することがわかります。現在の25歳から34歳の方に比べて、今の20歳から29歳の年齢の方、女性が5歳ずつ年とりますので、そうすると10%程度減少します。こういうような状況と少子化を見据えますと、現在ある資源を有効に活用しまして、保育園の建て替えとか、やっぱり移転、小規模保育の新設、こういうことで定員増を行うことで対応できると私どもは見込んでおります。

ただし、そうは言いながらも、毎年、出生率や就学前人口、保育サービスの利用状況、伸び、そういうものに注視しながら、必要な量を供給できるように今後も対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育サービスの利用状況や伸びに注視しながら、必要な量を供給できるように対応していくという御答弁でしたけれども、これがとても大切な視点だと思います。政府は平成29年度末を保育需要のピークとして待機児童解消加速化プランというものを平成25年から進めていまして、これにより25年から27年度の3年間で保育の受け皿は約31.4万人分ふえたということです。しかし、それでも待機児童数というのは減らず、2016年4月の時点で2万3,553人と2年連続でふえているということで、厚労省が公表しております。

先日、日経DUALの共働き子育てしやすいまち2016総合ランキングというもので、本市が4位に選ばれたということで、これは大変喜ばしいことだと思いますが、この同じ日経DUALが自治体に向けて行ったアンケートによれば、この保育需要のピークというものが、政府のプランにある平成29年度末ではなく、もっと先になるのではないかというふうに考えている自治体も少なからずあるということがわかりました。

例えばお隣の小平市では、ここ数年、毎年5園程度という規模で認可保育園をつくって、保育定員も毎年180人から多いときで300人を超えるというペースで定員をふやしてるんですけども、それでも待機児童が減らないという現象が起きています。今回、小平市からもお話を伺ったんですけども、担当の方によれば今後もしばらくは保育需要は減らないし、むしろまだまだふえる可能性すらあるという認識を持っているということでした。本市でも、まだ今後もしばらくは保育需要はふえると私は思うんですけども、市の認識を伺います。

○保育課長（宮鍋和志君） 小平市さんの関係でございますが、小平市さんは就学前人口に対する保育園等の整備率が35.2%と伺ってます。東大和市の45.2%に比べますと、10%程度やっぱり低くて、また待機児童数も現在167人と伺っています。それから、これからまだ大規模なマンションの開発の予定があるというふうに聞いておりますので、そういうことから今後もしばらくは保育需要は減らない、まだまだふえるというふうな御認識だと思います。

本市では、既に保育園の定員の整備が26市の中でもかなり進んでるほうでございますが、待機児童数の数からも保育需要はある程度、結構満たしてきてるほうだなとは思っております。今後の少子化と、これまでの保育サービス、利用率の伸びを考慮すると、小平市より保育需要が減退して、市は少なくなるのは小平市より早いなと思っております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

その今後の需要の見込みも、ちょっと小平市に比べたら早くなるということですけども、具体的に試算等はされているのでしょうか。

○保育課長（宮鍋和志君） なかなか試算というのは難しいんですが、毎年、これまでの保育サービスの利用数、それから待機児童数の状況、就学前児童数の伸び等を考慮しまして、その都度、必要量について考えてきてるところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） その都度で必要量について考えるということですので、実情に合ったスピード感のある対応というのが求められると思います。保育の需要という点では、隠れ待機児童、潜在的待機児童という問題もあります。隠れ待機児童、潜在的待機児童について、市も十分御存じかと思っておりますけれども、それぞれについてどのような認識をお持ちなのか、確認させていただけますか。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 隠れ待機児童、潜在的待機児童という言葉の関係でございますが、待機児童数につきましては、まず子どもやっぱり国のルールに基づいて算定しております。特定の保育園のみを希望される方とか、育児休業中の世帯の児童数については待機児童から控除できることになっておりますので、控除させていただいております。これら控除されている人数が、隠れ待機児童あるいは潜在的待機児童などと言われていると認識しております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** そうですね。まず隠れ待機児童ですけれども、ことし初めて厚労省が公表したんですけれども、隠れ待機児童数6万7,354人ということで、いわゆるこの国のルールの待機児童の3倍にも上っているということです。隠れ待機児童というのは、今御答弁にもありましたけれども、特に主に特定の認可保育園を希望している方だとか、育休中の方ということで、これは国のほうで待機児童としてカウントしなくてもいい、カウントするかどうかは自治体に任せるという形をとってますので、本市の場合は控除してるという御答弁でした。

ただ、実質待機児童ということで、保育課の前のホワイトボードにも人数、掲示してあるかと思うんですけども、こちらについて確認させてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 今実質的待機児童という言葉の御確認がありました。確かにホワイトボードに待機人数等を載せております。各園の欄に書かれている待機児童、これにつきましては、例えばお一人様が10カ所保育園を希望すれば、10カ所に全部1という数字が入りますので、これだと何百人という相当大きな数になります。それだと申請者が正確な実態がわからないだろうということで、ホワイトボードの右下のところに、旧定義の人数というんですかね、相当するということで、新規申請で東大和市民が単純に希望した施設に入れていない方の人数、実質的な人数ということで出しております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** そうですね、旧定義による待機児童数も書かれているということで、私はこの旧定義による待機児童数に対して対応すべきだと思っているところです。特定の認可保育園を希望しているというふうに聞くと、何か保護者のわがままのように聞こえる方もいるのではないかと思うんですが、実際には家から遠くて通いたくても通い切れないという場合がほとんどであるということは、前々回ですね、6月議会のときも事例も紹介しながらお話しさせていただきました。また、育休中といっても、保育園に入れなかったために、やむなく育休を延長した場合も含まれますし、そういうことを考えると育休中の方も待機児童としてカウントすべきだということで、これは6月議会でも要望したとおりです。本市でも5月の時点で89名という非常に多くの方が保育園に入れず、困っている実情があるわけですから、やはりこういう方々を待機児童としてカウントして、計画的に受け入れ定員をふやす必要があると思うんですが、市の認識を伺います。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 先ほども申し上げましたが、待機児童数のカウントの仕方については、現在本市におきましては国のルールに基づいて算定してるところでございます。それが待機児童というところでございます。

それで、そのカウントの仕方が全国の区市町村でばらばらだ、統一性がないということで、ことし厚労省のほうは検討してるというところでございます。先ほどから言われてるような、育休の待機児童は待機に含んでないというような実態が6割あるというところが、調査でわかったというようなことが新聞報道されておりました。新たな国の統一したルールを今年度末までにはつくるということでございますので、本市も来年度か

らはその新しいルールだと思いますので、それに従ったカウントの仕方をしたいというふうに考えてるところでございます。

やはり待機児童の考え方ですけど、まずは待機児童数をゼロにするということが目標でございますけど、まずは4月1日だと思っております。年度途中は、やはり産まれてくる方もいらっしゃるし、月齢が達した方もいらっしゃいますので、その方のため用の受け入れ枠を確保しておくということは、現在の給付の体系、保育所に対する補助のルールでございますけど、その中ではなかなか難しいというところがございまして、まず本市が目指しておりますのが、4月1日現在の待機児童数のゼロを目指してるところでございますので、そのためにいろいろな施策を打ち出しているところでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

厚労省のほうで、9月に検討会を立ち上げて待機児童の定義を見直すということで、私のほうから言おうかなと思ったら、御答弁いただいたので、そちらについてはそういうことで今見直しがされているということだと思います。定義が違うことによって、実態に近い待機児童数を把握することができるということもあるんですけども、もう一つは定義が違うことによって保育園に入れたいと思う保護者の方が、自治体間で比較ができないということ、それを防ぐためでもあるというふうに思っています。例えば本市においても公表されている待機児童数は7人ですので、これなら保育園に入れると思って転入してきたはいいいけれども、実際には空きがあったのはとても遠くで、車でしか通えないようなところだったので、近くの保育園に空きが出るのを待っているという、こういう事例もありましたので、やっぱり実態に近い待機児童数を把握して、それに対して定員を拡大していくということが求められるというふうに思っています。やっぱりここを、実態に近い待機児童、保育需要を正確に見きわめるということをししないと、いつまでたっても待機児童を解消することができないということだと思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 待機児童のカウントの仕方は先ほど申し上げたとおりでございますので、国のルールに従ってカウントしていくところでございます。

待機児童の実態に即したということで、やはり現在、未就学児童は、この5年間、4,600人ぐらいで大体推移をしているところでございます。ただ、その中でやはり対応しなければならないのは、そのうちの3分の1が桜が丘地域に住んでいるということでございまして、あちらにおいて認可保育園等は2園しかないような状況でございます。その中で、やはり先ほど申し上げましたが、認可保育園についての増設は考えておりませんので、それに見合うものということで、移転等で増築で定員増、それから小規模保育もまだ進めておるところでございます。

また、現在の定員ですと定員の弾力化という弾力化運営でしょうか、基準面積と保育士がいれば、定員を20%から25%、膨らめて受け入れができるんですけども、今保育士が何分、定員に対して確保するのがぎりぎりだということございまして、その弾力的運用がなかなか活用できない状況が続いているところでございます。そんな中で、本市独自に、保育士の確保の助成金も独自で出しておるようなところがございまして、保育士の宿舍の借り上げということは、非常に手厚い補助、例えば8万円が借り上げ家賃だとしますと、7万円の補助が出るというような、そのような手厚いこともやっておりますけども、なかなか保育士の確保ができないということございまして、定員の拡大等を含めて保育士の確保につきましても、今後もう少し力を入れていきたいなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

当市においては、桜が丘地域で特に待機児童が多いということで、その地域的な偏りの問題ですとか、そういうことも実際難しいことだなというふうには思うんですけども、さらに先ほども言いましたけれども、潜在的待機児童、最初から保育園に入れなくて諦めて申し込みをしてないという方々も一定数いらっしゃるんじゃないかというふうに思いますし、先ほど4月時点の待機児童数ゼロということで御答弁ありましたけれども、7人というと比較でいえば少ないほうなのかなという印象ですけども、我々としましてはやっぱり1人でも待機児童の方、困ってる方、出しちゃいけないというふうに思いますし、私は旧定義でのやっぱり89人というその数字に対して定員を拡充していくべきだというふうに思っていますので、保育需要につきましては……。

ごめんなさい、あと弾力化のことですね。弾力化も御答弁ありましたけれども、私は保育園の基準、日本の保育園の基準というのは世界に比較すると最低レベルにある本当にぎりぎりの基準だというふうに思っていますので、できれば弾力化という方向ではなく、基準のしっかりした保育園をちゃんとふやしていくという方法で保育定員をふやしてほしいと思っております。

需要については、先ほども御答弁ありましたけれども、出生率ですとか就学前人口、保育サービスの利用状況など、そういういろんなものに注視しながら対応していくという御答弁ありましたので、ぜひ引き続き努力をお願いしたいと思います。

保護者の希望を尊重するという、その視点こそが本当の子育て支援ではないかというふうに思います。保育の需要をつかむ上では、保護者のニーズをつかむということがまず大前提であって、そのニーズに応じていくことが大切だというふうに考えるんですけども、その認識を伺います。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 今、上林議員がおっしゃったように、保護者の直接の御意見から意向等を把握するのが一番だということでございますけども、限られてるということもございます。そんな中で、やはり連携ということも重要だと思います。その中で、当子ども生活部は、いろいろな団体との関係がございまして、例えば青少年対策地区委員会とか青少年問題協議会、それからもちろん子育て支援会議の委員の方、それから子育てひろばでの御自分で子育てしてるお母さん方からの御意見、それからもちろん毎月のように開催されている民間の保育園の園長会からも、我々も必ず出席いたしまして、意見交換等、情報交換等を行ってるところでございます。その中で、新たに今年度から保育コンシェルジュを4月から配置いたしました。そういう中で、ニーズをつかむツールといたしますか、非常にふえておりますので、今までだと保育の窓口だけでそのニーズを把握してるのかというようなお話もございましたけど、決してそうではなくて、いろんなところからいろんな意見を取り入れた中で、やはり施策として進めていくのは何がいいのかというところを判断してるところでございますので、そのスタンスは今後も変えないつもりでおります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

市内のいろんな団体ですとか、保育園に限らずいろいろな団体の方ですとか、保育園の園長先生はもちろん、ニーズをつかむいろいろそういうツールがあるということは、それは大変すばらしいことだと思いますので、当市で子育てをしてる方々、子育てに直接関連してないとしても、地域の方々ですとか、子育てにかかわってる、またいろんな方の意見を聞いて、それを柔軟にスピード感を持って施策に反映していくという姿勢を、ぜひ今後も大切にしていきたいと思っております。

続きまして、今の東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」と補正予算の活用についてということですが、今具体的な対策として東京都が緊急対策を打ち出して、補正予算を126億円計上しています。年度内に5,000人の保育定員増を図るというものです。当市でも、これを利用して実質待機児童ゼロというのを目指すべきだと思うんですけども、この都の補正予算の内容と、どのように活用する予定なのかを教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 東京都の待機児童解消に向けた緊急対策の関係でございます。補正予算を東京都が組みましたので、それを活用ということなんですが、今年度におきましては先ほど市長も御説明させていただきましたように、認可外保育施設の利用者負担軽減ということで、認可外保育施設に通園している保護者に対し、市町村が補助している金額の2分の1を東京都が補助するという事業があります。本定例会の初日に補正予算案を出させていただきまして、議決をいただいたものでございます。具体的には、認証保育所を含めた認可外保育施設に在籍しており、認可保育施設を待機している児童を対象に月額2万1,000円を上限に、保育料の3分の1を補助するものでございます。

それから、来年度につきましては、整備費補助の高騰加算というのを東京都がつくったんですが、国補助の基準額の25%を都が上乗せ補助しますよというものでございます。来年度、新しく建て替え等に伴う施設整備があると思いますので、それに対しては適用させていただきたいと思っております。

それから、来年度、保育コンシェルジュの増員支援というのがございます。保育コンシェルジュを複数配置するための人件費を東京都が補助するというものでございます。29年度は2人目の保育コンシェルジュを配置し、保育施設入所希望者への情報提供、それから相談のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 市長答弁にもありましたけれども、認可外保育施設の利用者負担軽減ということについては、今まで認証保育所を利用してる方へは対象外だったのが、対象にさせていただいたということで、繰り返しになるんですけども、9月の決算特別委員会の際に要望した後、早速実現していただきまして、これは大変感謝しております。認証保育園、やはり保育料の高さがネックで、近くにあってもちょっと通えないという声も聞きますので、これ保護者にとっては本当に大きな支援策になると思います。

コンシェルジュの増員につきましても、保育園に入れないという相談にいられた方が、コンシェルジュさんに、大変丁寧に対応していただいて、とてもありがたかったですというお話を聞きましたので、ぜひ今後も引き続き相談者の方、一人一人の事情さまざまあると思いますので、事情に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

都の補正予算には、認可保育園を整備する際の補助についても増額があるということですが、これ従来と比較してどの程度の増額になったのか教えてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 従来の国の制度の国の補助制度だけを活用した場合に比べますと、補助金額の実質20%強の増額となると見込んでおります。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 繰り返しになりますけれども、この補正予算もありますし、これを活用して、認可保育園、保護者のニーズも高いですし、定員増も大幅に見込めるということになりますので、ぜひ整備してほしいというのは繰り返し要望したいんですが、何か認可保育園をつくる際に、障壁となるようなことがあるのかどうかお伺いします。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 新しい保育園はつくる予定はございませんけれども、やはり建て替えをする場

合に、やはりその敷地内で建て替えをできるというような広い敷地があるところは数えるほどしか保育園ございません。その中で、やはり建て替えによる定員増を計画しているようなところは、新たな土地を求めて、それが買い取るのか、借用するのかはいろいろでございますけども、その場合のやはり社会福祉法人が気にするところは、行った先で果たして保育所運営がやれるのかということも勘案しながら、移転の候補地は決めていることだと思います。

以上でございます。ちょっとずれてました。

以上です。

**○3番（上林真佐恵君）** 土地の問題というのは、大変難しいというか、やはり建て替えに限らず、新しい保育園をつくるという際にも、とても難しいことかなとは思いますが、当市には国有地、都有地、使われてない国有地、都有地のこともありますし、そういうところを積極的に利用していくということも考えて、ぜひ前向きに考えて、認可保育園、つくっていただきたいというのは繰り返し要望させていただきます。

いずれにしても、この東京都の緊急待機児童対策の中では、就学前児童数に対する保育サービスの利用率を50%にするということを目指しているかと思えます。先ほど御答弁で当市の利用率は45.2%という御答弁であったかと思うんですけども、これを50%にするということがやっぱり求められると思うんですが、これに関連して実施計画の中に立野みどり保育園の建て替えということがのってたんですけども、もしこれが実現した場合にどの程度定員増が見込めるのか教えてください。

**○子ども生活部長（榎本 豊君）** 上林議員がおっしゃったように、立野みどり保育園の建て替えの計画がございます。その中で、どれぐらい定員増ができるのかというのは、今調整中でございます。そちらはやはり建築費用、それからもちろんどれぐらいの面積のものが建てられるか、それと保育需要も勘案いたしまして、調整をしていくところの段階でございます。

以上です。

**○3番（上林真佐恵君）** 先ほど御答弁で、当市の利用率というのは東京都内でもかなり高いほうだということで、45.2%あるということでしたけれども、やはり当市は日本一子育てしやすいまちというのを目指しているわけですので、ぜひ50%を目指して引き続き努力をしていただきたいというふうに思います。この50%にするためには、あと何人定員をふやせばいいかもあわせて教えていただけますか。

**○子ども生活部長（榎本 豊君）** この数字の出し方は、未就学児に対して何人入ってるかということだと思います、利用してる方ですね。今市のほうでは未就学児の児童数、先ほど4,600人ぐらいで5年間ぐらい推移してるというふうにお話ししましたが、その半分というと、やはり2,280ぐらいでございますけども、来年の4月に向けて本日まで第1次の申請の受け付けをしてる中では、受け入れの枠は2,299人で想定しておりますので、その数字からいくと未就学児の50%を超えるだけの受け入れ枠は用意できているところでございますので、ただそれがミスマッチの年齢のところもございますので、そこの中に全部入ればきっと50%にいくんだと思えますけど、その辺はやはり需要と供給の関係でなかなかうまくいかないところがございますけれども、数字的には来年の4月には未就学児の2分の1の枠は用意できてるような状況でございます。

以上です。

**○3番（上林真佐恵君）** 来年4月には50%にいく見込みということですので、これは結果も見まして、また私のほうでも確認させていただいて、また引き続き要望することがあればしていきたいというふうに思います。

繰り返しですけども、認可保育園、やっぱり整備するということは、実質待機児童、旧定義での待機児童ゼ

口にかなり近づけるというふうに思いますので、保護者のニーズという点でも引き続き認可保育園、つくってほしいということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、ウのところですけども、先ほど市内のいろんな団体の方から、いろいろニーズを聞くツールがあるという御答弁でしたけれども、もうちょっと詳しく市内の保育施設の事業者ですとか利用者、保育士さんなどから直接市がいろんな要望を聞く機会というのはどういうものがあるのか、もう少し詳しく教えてくださいか。

○保育課長（宮鍋和志君） 御要望を聞く機会でございます。

まず事業者さんですね、事業者さんにつきましては、毎月、園長会というのがございますので、そちらに私ども出かけて、意見、要望を伺ったりお願いしたりしております。そのほか通常業務を通じまして、ほとんど毎日、コミュニケーションをとらしていただいている状況です。

あと利用者さんですね、市民の方ですが、まずきょうも大勢見えておりますが、直接窓口で要望を伺ったり、あとコンシェルジュの相談過程で、かなり細かい要望を伺ったり、あとは直接保育課にメールが入ることもございます。御要望いただいております。それから、市長への手紙で御要望いただいたり、このような形で御要望をいただいております。

それから、保育士さんなんですが、公立保育園の保育士につきましては、職員会議等で園長を通じて要望がこちらに来ることもありますし、また職員組合ですね、そちらを通じて要望がある場合がございます。

あとは認可保育園の保育士さんなんですが、これは園長先生を通じて、今こういうことなだけどということいろいろ聞いてる次第でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） いろいろな形で要望等、聞いているということかと思うんですけども、こういった皆さんからの声に対してどのような対応を行っているのか教えてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 園長会につきましては、いろいろコミュニケーションをとりながら、なるべく可能な限り要望を実現するように努力しております。

利用者の方ですね、コンシェルジュ等につきましては、かなり親身になって相談を受けさせていただいて、なるべくですね、まあどうしても人気のある保育園になかなか入れなかったりはするんですけど、御要望に沿うような形で御相談を受けさせていただいております。あとは保育課に入るメールでございますが、必ず近い、近日中に御返事を差し上げております。それから、市長への手紙で、こちらにつきましてもきちんと市長の決裁をいただいたりして、手紙という形でお返事をさせていただいております。

それから、保育士につきましては、公立保育園は園長を通じていろいろ要望を聞きますので、対応できるものについては対応している、そういう状況でございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 公立保育園の保育士の皆さん、市内の事業者の方々、また民間の保育園の皆さん、利用者の皆さんなど、それぞれ皆さん立場は違っていても、それぞれ東大和市の保育をよりよいものにしたいという思いを持っていらっしゃると思います。ぜひ、これらの皆さんの声を保育の施策に十分反映させていただくことを要望いたしまして、②のほうに移りたいと思います。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時44分 延会